

その圧迫を緩和するための適切な措置をとるべきことを命ずることができる。

(脱法的行為の禁止)

第七条 大企業者は、第三条の規定による指定があつた後において、資本的又は人的関係において支配力を及ぼしている者をして当該指定業種に属する事業を開業させ若しくはその設備の新設若しくは増設をさせ、又は指定業種に属する事業を営む中小企業者と資本的又は人的に連携すること等により、実質的に第五条の規定又は前条の規定による命令に違反する行為をしてはならない。

(排除措置)

第八条 主務大臣は、大企業者が前条の規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該大企業者に対し、これらの行為を排除するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(諮問)

第九条 主務大臣は、第三条の規定による業種の指定をし、又は第六条若しくは前条の規定による命令をしようとするときは、中小企業産業分野確保審議会に諮り、その意見を尊重して処分しなければならない。

(審議会)

第十条 この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に、中小企業産業分野確保審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる者につき

内閣が任命する委員十四人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 三人

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 二人

三 製造業、建設業又はサービス業を営む中小企業者 三人

四 製造業、建設業又はサービス業を営む大企業者 二人

五 労働者 二人

六 中小企業に關し学識経験のある者 二人

3 前二項に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関、審議会の組織、議事及び運営その他審議会に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第十一条 審議会は、この法律を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な措置をとるべきことを申し出ることができる。

(主務大臣)

第十二条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

第十三条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、省令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

(罰則)

第十四条 第五条の規定又は第六条若しくは第八条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは

人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十五条 第四条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

中小企業の地位の安定と発展を図るため、適切な中小企業の産業分野を指定し、その分野に対する大企業の進出を阻止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約一千万円の見込である。

官公需の中小企業に対する発注の確保に關する法律案

官公需の中小企業に対する発注の確保に關する法律

(目的)

第一条 この法律は、国及び公共企業体が役務又は物資を調達するため請負、買入その他の契約をする場合において、中小企業に対するその発注を確保する措置を講じ、もつて中小企業の事業活動分野の維持とその健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に掲げる各省各庁の長をいう。

2 この法律で「公社」とは、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいい、「公社の長」とは、公社の総裁をいう。

3 この法律で「官公需契約」とは、国又は公社(以下これを「国等」という。)が国等以外の者に対し工事の完成、役務の給付又は物件の納入を発注する契約をいう。

4 この法律で「中小企業者」とは、個人及びその常時使用する従業員の数が三百人(商業又はサービス業にあつては三十人)をこえず、かつ、資本又は出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者並びに中小企業団体の組織に關する法律(昭和三十三年法律第八十五号)第三条に規定する中小企業団体(火災共済協同組合、信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。)をいう。

(官公需契約の割合の公表)

第三条 内閣総理大臣は、毎会計年度、中小企業官公需確保審議会の答申に基づき、国等が中小企業者となすべき官公需契約の発注量が官公需契約の発注総量に対して占める割合を定め、これを公表するものとする。

(各省各庁の長等の義務)

第四条 各省各庁の長及び公社の長

は、毎会計年度において中小企業者となす官公需契約につき、少くとも前条の規定により公表された割合に達するよう努めるものとする。

(契約の特例)

第五条 各省各庁の長又は公社の長は、中小企業者となす官公需契約の基が第三条の規定により公表された割合に達するため必要があると認めるときは、官公需契約につき、それぞれの機関における一般競争契約に關する法令又は規則の規定にかかわらず、中小企業者のみの一般競争契約によることができる。

(実績の報告)

第六条 各省各庁の長は、内閣総理大臣に対し、毎会計年度終了後四月以内に、当該年度において中小企業者とした官公需契約の実績についての報告書及び次項の規定により公社の長が提出した報告書を提出しなければならない。

2 公社の長は、それぞれその公社を監督する大臣に対し、毎会計年度終了後四月以内に、当該年度において中小企業者とした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。

(勧告)

第七条 内閣総理大臣は各省各庁の長又は公社を監督する大臣に対し、公社を監督する大臣は公社の長に対し、各省各庁又は公社の行う官公需契約に關し必要な勧告をすることができる。

(審議会)

第八条 総理府に、中小企業官公需

確保審議会（以下「審議会」とい
う。）を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員十
人以内で組織する。

3 会長及び委員は、関係行政機関
の職員及び学識経験のある者のう
ちから、内閣総理大臣が任命す
る。

4 審議会は、内閣総理大臣の諮問
に応じ第三条の割合の決定につ
いて調査審議するほか、中小企業
者の官公需契約に關し内閣総理大臣
に意見を申し出ることができる。

5 審議会の組織、議事及び運営そ
の他審議会に關し必要な事項は、
政令で定める。

（政令への委任）

第九條 この法律に規定するもの
のほか、この法律の実施のための手
続その他その施行についての必要
な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法
律第二百七号）の一部を次のよ
うに改正する。

第十五条第一項の表中台風常襲地
帯対策審議会の項に次のように
加える。

中小企 業官公 需審議 会	官公需の中小企業に對 する発注の確保に關す る法律（昭和三十三年 法律第百号）の規定に よるその権限に屬せし められた事項を行うこ と。
------------------------	--

理 由

国及び公共企業体の行う物件の購
入、工事の請負その他の契約を中小
企業に對して公正に確保するための
措置を講じ、もつて中小企業の事業
活動分野の維持とその健全な發展を
図る必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、
平年度約一千万円の見込である。

百貨店法の一部を改正する法律案
百貨店法の一部を改正する法律
百貨店法（昭和三十一年法律第百
十六号）の一部を次のように改正す
る。

目次中「第十七條」を「第十條の二」
に、「第二十四條」を「第二十五條」に
改める。

第二條中「（物品加工修理業を
含む）」を「（物品加工修理業、飲食店
営業又は喫茶店営業を兼營する場合
においては、これらの營業を含む。）」
に改める。

第六條の次に次の三條を加える。
（小売業者に對する支配の制限）
第六條の二 百貨店業者は、百貨店
業者以外の小売業者に對し資本的
若しくは人的關係に對し支配力
を及ぼしてはならない。百貨店業
者と直接的たると間接的たるとを
問はず資本的若しくは人的に連携
している者以下「百貨店業者の連
携者」という。また同様とする。

2 前項の資本的若しくは人的關係
において支配力を及ぼす行為及び

百貨店業者の連携者の範圍は、公
正取引委員会がこれを指定する。
（排除措置）
第六條の三 前條第一項又は第七條
の第三項の規定に違反する行為
があるときは、公正取引委員会
は、当該百貨店業者又は百貨店業
者の連携者に對し、当該行為の差
止、株式の全部又は一部の処分、
会社の役員の評任その他該違反
行為を排除するために必要な措置
を命ずることができる。

（私的独占禁止法の準用）
第六條の四 前條の場合について
は、私的独占の禁止及び公正取引
の確保に關する法律（昭和二十二
年法律第五十四号）以下「私的独占
禁止法」という。第四十條から第四
十二條まで、第四十五條から第六
十四條まで、第六十六條第二項、
第六十七條第一項、同條第三項、
第六十八條から第七十條まで、第
七十五條から第八十三條まで、第
八十五條から第八十七條まで、第
九十條、第九十二條、第九十二條
の二、第九十四條から第九十五條
まで及び第九十六條から第九十八
條までの規定を準用する。

第七條の次に次の二條を加える。
（特定の營業方法の許可）
第七條の二 百貨店業者は、次の營
業方法を採用しようとするとき
は、その内容及び実施期間につ
き、通商産業省令で定めるところ
により、あらかじめ、通商産業大
臣の許可を受けなければならな
い。その内容及び実施期間を変更
しようとするときも、また同様と
する。

一 割賦販売
二 積立金組織による予約販売
三 特定顧客に對する限定展示即
売
四 製造業者の即売のための売場
提供
五 他人の委託を受けて行う販売
2 百貨店業者は、前項の許可を受
けた營業方法に關し、当該許可を
受けた内容及び実施期間（第十條
第二項の規定による変更命令があ
つた場合は当該命令に従つて変更
された内容及び実施期間）に該當
しない行為をしてはならない。
3 第五條の規定は、第一項の許可
に準用する。
4 百貨店業者は、第一項の許可を
受けた營業方法を廃止したとき
は、通商産業省令で定めるところ
により、通商産業大臣に届け出な
ければならない。
（仕入先との取引の規制）
第七條の三 百貨店業者は、通商産
業省令で定めるところにより、次
の事項について一般的基準を定
めた書面を通商産業大臣に提出
し、その承認を受けなければなら
ない。当該承認を受けた一般的基
準を変更しようとするときも、ま
た同様とする。
一 商品の宣伝費の一部を当該仕
入先に負担させる場合における
その割合及び方法
二 仕入商品の返品条件
三 仕入後における仕入価格の値
引条件
四 規格を示した注文品の納入を
拒否する場合の条件
百貨店業者は、製造業者又は卸

売業者との取引において、自己の
優越的な地位を利用して当該物品
の購入を独占してはならない。
3 第五條の規定は、第一項の承認
に準用する。

第十條に次の二項を加える。
2 通商産業大臣は、第七條の二第
一項の許可又は第七條の三第一項
の承認をした後において当該許可
をした營業方法又は当該承認をし
た一般的基準が中小商業の事業活
動に對し著しく悪影響を及ぼすに
至り又は当該仕入先に對し悪影響
を及ぼすに至つたと認めるとき
は、当該營業方法若しくは一般的
基準を変更すべきことを命じ、又
は当該營業方法の許可を取り消す
ことができる。

3 通商産業大臣は、前項の規定に
よる許可の取消又は変更命令をし
ようとするときは、百貨店審議会
の意見を聞かなければならない。
第十二條に次の二項を加える。
2 審議会は、百貨店業の事業活動
の調整に關する事項につき、通商
産業大臣に意見を申し出ることが
できる。

3 通商産業大臣は、前項の規定に
よる申出があつたときは、必要な
措置をとらなければならぬ。
第十三條第二項を次のように改め
る。
2 会長は、学識経験のある者のう
ちから、通商産業大臣が任命す
る。
3 委員は、学識経験のある者のう
ちから二人を、消費者のうちから
二人を、中小企業者のうちから二
人を通商産業大臣が任命する。

3 委員は、学識経験のある者のう
ちから二人を、消費者のうちから
二人を、中小企業者のうちから二
人を通商産業大臣が任命する。

第四章第十七条の前に次の二条を加える。

(店舗に関する制限)

第十六条の二 国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社は、その所有する土地又は施設を、百貨店業者の店舗の用に使用させてはならない。

(公正取引委員会との関係)

第十六条の三 通商産業大臣は、第七條の二第一項の許可若しくは第七條の三第一項の承認又は第十條第二項の変更命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十條第二項の規定により許可の取消をしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

3 第七條の二第一項又は第七條の三第一項の規定は、これらの規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法又は承認を受けた一般的基本(第十條第二項の規定による変更命令があつた場合は当該命令に従つて変更された営業方法又は一般的基本)に基づいて行つた行為について、私的独占禁止法の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第十七條を次のように改める。

(報告及び検査)

第十七條 通商産業大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、百貨店業者若しくはその団体から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその店舗、事業所若しくは事務所に立

ち入り、業務の状況、帳簿書類、設備若しくは商品の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十八條第一項及び第二十條第二号中「第十條」の下に「第一項」を加える。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項の許可を受けないうで店舗を新設し、又はその床面積を増加した者

二 第七條の二第一項若しくは第三項の規定に違反した者

三 第十條第二項の規定による変更命令に違反した者

第二十三條中「又は虚偽の報告をした者」を「若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者」に改める。

第二十四條の次に次の一条を加える。

第二十五條 第七條の三第一項の規定に違反した者は、三万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日以内において政令で定める日から施行する。ただし、第六條の二の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際現に物品販売

業を営む者であつてこの法律による改正後の百貨店法(以下「新法」という。)第二条の規定による百貨店業を営む者に該当することとなる者は、新法第三条の許可を受けなければならない。

3 前項の規定により新法第三条の許可を受けたものとみなされた者は、この法律施行の日から三十日以内に、新法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に新法第四条第二項に規定する書類を添付して、通商産業大臣に提出しなければならない。

4 この法律施行の際現に百貨店業者である者のうち新法第二条の規定により店舗の床面積を増加することとなるものは、新法第六条の許可を受けたものとみなす。

5 この法律施行の際現に新法第七条の二第一項各号の営業方法を採用している百貨店業者は、同条同項の規定にかかわらず、この法律施行後二月を限り、当該営業方法を引き続き採用することができ

る。

6 この法律施行の際現に国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社がその所有する土地又は施設を百貨店業者の店舗の用に使用させている場合においては、その使用については、新法第十六条の二の規定は適用しない。

7 この法律施行の際現に百貨店審議会の委員である者は、新法第十三条及び第十四条の規定にかかわ

らず、この法律施行後六月を限り在任する。

理由

百貨店法の施行状況にかんがみ、百貨店業の事業活動を調整し、中小商業の事業活動の機会を確保するための手段を強化し、もつて商業部門における公正な取引秩序を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松平忠久君 たいだいま議題となりました中小企業の産業分野の確保に関する法律案の提案理由を、提案者を代表して御説明申し上げます。

本国会にわが社会党が提案しております幾多の立法の一環として、特に中小企業の適正な経営を確保し大企業による不当な進出を抑制するため、本法律案を提案するものであります。日本における今日の独占資本の形成が、中小企業、農業を犠牲とし、労働者の低賃金を基盤として行われてきたことはいまさら言うを待たないのであります。中小企業が過度競争に悩み、失業のたまり場となつて、重大な社会問題化しているのも、わが国経済の顕著なる特徴であります。当面する中小企業の過度競争は、さらに大企業による中小企業分野への進出によつて拍車をかけられております。大紡績による既製品、ワイシャツ等の大量生産、鉄鋼大メーカーによる二次製品の加工等々、その進出はあらゆる部門に著しくなつて参つております。この過程において中小企業は、いつまでたつてもその後進性を回復することができず、中小企業問題は日本産業の構造的欠陥

として、ますます大きく社会問題化せざるを得ないでありましょう。わが社会党は、こうした矛盾を克服し、中小企業を近代化して、日本の産業構造の中で適正な地位を与えるため、総合的な経済政策を用意しているものであります。その安定した地位を確保するに至るまで、当面の中小企業の困難を打開するため、大企業による中小企業分野への進出を防止しようとするものであります。

そこで、本法律案の内容を御説明申し上げます。本法律案は以上のような理由から、国民経済上、中小企業の産業分野として適切なものを指定し、その安定をはかるため、その分野への大企業の進出に必要な規制を行なつて、経済秩序の確立をはかることにその目的を置いていのであります。そして、まず第一に、製造業、建設業、サービス業に属する業種のうち、中小企業者が五分の四以上を占め、また過去一年間の生産実績の三分の二以上が中小企業によつて占められるものについて、その経営が中小企業形態による方が経済的にも社会的にも適切であると考えられる業種を主務大臣が指定することとしたのであります。そして第二に、その指定業種に属する事業については、大企業が新規に開業したり、設備の拡張を行うことを禁止しているものであります。さらにまた、現に当該指定業種における大企業の活動によつて中小企業が著しい悪影響を受けている場合にも、それを緩和するため大企業に規制命令を出し得ることにしていのであります。第三に、以上の諸制限を回避し、大企業が系列支配等、資本的、人的な支配関係にあるも

の同様の事業活動を行わせる場合も十分に予測され得るので、かかる脱法行為をもあらかじめ禁止したのであります。かかる脱法行為があった場合、その排除措置をとり得ることは言うまでもありません。第四には、かかる法の運営の実をあげるには、慎重を要し、かつ中小企業者の意見が十二分に反映されねばなりません。そのため、従来の審議会の構成を改め、各産業分野の代表を法文の上に明記することとしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由並びに内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、早急実現のため御賛成あらんことをお願い申し上げる次第であります。

次に、官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律案の提案理由を、提案者を代表して御説明申し上げます。

戦後の経済復興過程を通じて、保守党政府の一貫した独占資本擁護の経済政策によって、経済の集中は促進され、独占資本は再建されましたが、それは一方において、中小企業を犠牲として初めて可能であつたのであります。中小企業は残されたわずかなばかりの市場をめぐって、相互間の過度競争は激化するばかりでありまして、さらに最近経済の不況に加えて、大企業による中小企業分野への進出は製造、販売その他あらゆる部門において顕著となり、中小企業者の存立に重大な脅威を与えているのであります。

今日、中小企業問題は、単なる経済問題としてばかりでなく、重大な社会問題化しているのであります。こうした中小企業問題の解決は、根本的に

は、国の財政、金融その他万般に及ぶ総合的な施策を待って初めて可能であることは言うまでもありません。その一つの施策として、中小企業の事業活動の分野を可能な限り確保していく措置がとられる必要があると信ずるものであります。中小企業の産業分野を確保するための措置については、別に先ほど提案理由によつて説明を申し上げましたが、かかる主要問題に対しては、まず国及び公共企業体等が率先してその範をたれるべきだと考えるものであります。中小企業問題が日本ほど深刻でないアメリカにおいては、国防省の総予算のうち一割以上を中小企業に発注しなければならないという規定が実施されております。このことは、わが国における官公需の発注が大企業に偏し、中小企業はほとんど顧みられていないのと比べて、特に重視されねばなりません。昭和三十一年度における国及び公共企業体、並びに地方公共団体等の物件費の総額は、優に九千億をこえる膨大な額に達しております。さらに、このうち一割を中小企業に確保するとしまして、毎年一千億に上る需要が保証されることになるのであります。そこで、まずこの膨大な国及び公共企業体等のなす物資の調達、工事の請負その他の契約について、中小企業に一定の割合を確保せんとするのが本法律案の目的なのであります。

この法律案の内容の概要は次の通りであります。まず第一に、学識経験者を中心として構成された中小企業官公需確保審議会において、国及び公共企業体が中小企業者となすべき官公需契約の割合を調査審議せしめ、その答

申に基いて、内閣総理大臣がその割合を公表することとしたのであります。第二に、各関係機関にその公表された割合に達するよう努力する義務を負わしめ、その割合を達成せしめるために必要ある場合は、契約の特例を設けて中小企業者だけに競争入札を行ない得ることとしているのであります。第三に、毎会計年度において中小企業者となした官公需契約の実績について、主務大臣または内閣総理大臣に対して報告をなさしめ、加えて、定められた官公需契約の割合を達成するため、主務大臣または内閣総理大臣に必要なる勧告を行わしめることとしたのであります。

以上が本法律案の提案理由並びに内容の概要であります。どうか慎重御審議の上、早急実現のため御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に、百貨店法の一部を改正する法律案の提出理由を御説明申し上げます。

去る二十四国会におきまして、特に百貨店業の事業活動を調整して、中小商業の事業活動の機会を確保するとの目的をもつて、一応政府提案による百貨店法の制定を見たのであります。百貨店法の経過を振り返って見ますと、当初の法律の目的は完全に踏みにじられ、逆に既存の百貨店を保護するようになつて運用されて参つたのであります。すなわち、法律の施行後、本年九月現在まで新設、拡張の行われたものは百四十八件、その売場面積は約四千万平方メートルに達しております。これは小売商店の平均売場面積が約三十平方メートルとして、実に小売商店約一万三千軒に相当し、これを少数の大資本が

支配しているのであります。こうした法の目的を逸脱した運用を危惧して、当時特に衆参両院において附帯決議を行い、公共団体の土地または施設の利用、並びにタリミナル施設の設置を禁止し、また中小商業者の利益を阻害するような不正な事業活動を厳に戒めたいのであります。しかし、これらの附帯決議は保守党政府によってはこのごとく捨て去られ、百貨店の増増を許可したのであります。政府は、むしろ積極的に既存百貨店の保護育成に努力を払い、公正なるべき百貨店審議会また百貨店業者の利益を代弁する機関に墮してしまつたのであります。さらに最近、百貨店業者は中小商業者の反対を回避するため、別会社組織による、いわゆるスーパー・マーケットの設立に力を注ぎ、実質的に百貨店法の脱法行為を公然と行なっているものであります。政府並びに百貨店審議会は、スーパー・マーケットによって死活を問われる中小商業者の猛烈な反対の声に對し、全く耳をかくことなく、これを黙認し続けていくのであります。また、百貨店による割賦販売は、日本信販等の組織と結びついて急速に伸び、資本力のない中小商業者を著しく圧迫しつつあります。こうした百貨店業者の不当な事業活動に對し、政府は法律の目的に沿つて中小商業者の利益を擁護するため、効果的な措置をとるべき義務を課せられてゐるにもかかわらず、故意に法の公正な運用をサポートしてゐるのは、きわめて遺憾なことであり

めんとするものであります。すなわち、百貨店業者による不正な取引並びに営業行為、百貨店法の目的に逸脱する行為等を法律に明確に規定することによつて、百貨店業者の行き過ぎた事業活動を規制し、不当な店舗の拡張を制限し、もつて中小商業者の公正な利益を確保せんとするものであります。

その内容のおもなるものは次の通りであります。まず第一に、店舗の床面積について従来の物品販売業を営むもののほかに、飲食店営業または喫茶店営業を営むものも加算することとし、百貨店の不当な売場面積拡張の手段を封ずることとしたのであります。第二に、割賦販売、積立金組織による予約販売その他特定の営業方法に關し、その内容と方法において中小商業の利益を著しく害するおそれがある場合は、通産大臣は許可を行なつてはならないこととしているのであります。第三に、百貨店がその優位な立場を利用して、仕入先たる中小企業者に対し返品、値引きその他不正な仕入れ行為を行うことを禁止しているものであります。第四に、百貨店審議会の公正な運営を期するため、学識経験者のほかに中小企業者を代表する委員の任命を明記し、中小企業者の利益を公正に反映させる道を開いているのであります。第五に、国及び地方公共団体など政府関係機関の所有する土地または施設を百貨店業の店舗の用に使用させることを禁止しているものであります。第六に、百貨店業者の別会社組織による百貨店類似行為についても、本法による規制の対象としたのであります。そして最後に、百貨店業者の不正な

販売行為、仕入れ行為を効果的に規制するため、特に公正取引委員会にその判断をゆだねることとしているのであります。

以上がこの法律案の提案理由並びに内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、早速実現のため御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○長谷川委員長　以上で趣旨の説明は
終りました。なお、本案についての質
疑は後日に譲ることといたします。

○長谷川委員長 次に、鉱山保安法の一部を改正する法律案及び鉱業法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。審査を進めます。

この際参考人出頭要求の件についてお諮りをいたします。両案の審査のため、石炭鉱業整備事業副理事長田口良明君に参考人として本日委員会に御出席を願うことにいたしております。これに對して御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○長谷川委員長 御異議なしと認め、
そのように決します。

両案に対する質疑を続行をいたします。井手以誠君。

○井手委員 鉱山保安法と鉱業法の一部を改正する法律案に關連いたしまして、鉱業法の全面的改正に關する二、三の意見と、鉱害復旧の具体的問題について尋ねたいのであります。

まず全面的改正について大臣にお伺いをいたします。当委員会における大臣の説明によりますと、鉱業法の全面的改正を計画されて、審議会を設置されるように承わっております。

が、まことにけっこうなことだと思います。まして、すみやかにその審議会が設置されるように本員からも要望いたす次第であります。この審議会設置に当たって、私の承わったところでは、予定さ

と、それから鉱害に関する利害の代表者が漏れているようでもあります。もしそうであるとしたしますならば、全面的改正においては、いわゆる能力主義の採用、あるいは鉱業と地上権または地権との関係、さらには公害法制定に

公益との調整、さらに鉱業賠償制度の合理化というこの重要な問題について、私は十分なる審議ができないいんではないかという不安を持っておるのであります。特に鉱業関係においては、産業者を中心として従来検討を進められて

きたきらいがあるものであります。今回の全面的改正に当つて、経営者中心の、あるいは官庁中心の審議会ではならぬと本員は考えておるのであります。ぜひとも地方公共団体の首長なり、あるいは監事に関する

る利害關係の代表者を入れてもらいたい。これに対する大臣の所信を承わっておきたいと思ひます。

○高橋國務大臣 鉱業法の抜本的の改
正につきまして、急速に審議会を開き

たいと存じております。審議会のメンバー等につきましては、まだきまつておりません。でありますが、今のお説のごとく、できるだけ地方公共団体等の意見を代表し得るような人も入れて

いきなりということも、十分考慮いたしたいと存じております。また一面、経営者だけでなく、それに対する従業員者の立場等も代表し得るような人も入れたいと思っております。

○井手委員　私の承知した予想される顔ぶれには入っていないのでありますから、この点については特に御留意のほどをお願いいたしておく次第でございます。

次に私は、今から特に鉱害を中心としてお尋ねをいたしたいのであります。鉱業権者の鉱害賠償の義務を確保するには、どうしても供託金制度を強化する必要がありますと私は痛感いたしておるのであります。その供託金の問題で、鉱業法によりますと、鉱物価額の前

百分の一以内を供託するように現行法ではなっておるのでありますが、最近ではこの供託の金額が——石炭鉱業においては——は若干下つてはおりますけれども、数年前に比べて炭価はずっと引

託金が、最近毎年々々金額が低下いたしました。最も鉱害の多い九州地区においては、わずか四円八銭になっております。これは数年前の統計でございまして、私は調査したところによりますと、これは数年前の統計でございます。

「なまき」の尾根は、ノボリ（五一）

に上つておる。これは完全ではなかつた時代の実績が五十円、その五十円のかゝる實績を行つたのこつぱり四十八銭

では、私はあまりにも低過ぎると考え
ておるのであります。どうしてそんな

に毎年々々供託金の金額が下っておるのか。この四円程度のもので果して飢害賠償を完全に遂行できる見通しを保持しておられるのかどうか。この点を御伺いしたいのであります。これ

は大臣でなくてもけっこうでありま
す。

○纏詰説明員 御承知のように飢害賠
償の供託金は、飢業法の第百七条に
よりまして二十円以内ということに

なっております。現実に積んでおりますのは、今御指摘の通り五円弱というのが実際の姿になっております。鉱害は最近、年にいたしまして大体八億程度発生しておりますが、そ

のうちに約四億八千万に相当するものについて、飢害賠償供託金でなしに、飢害賠償未払金として一応損金に整理することが三十二年から認められまして、それで飢害を払うという意思をはっきり示していただくのが、大体四億八千万程度あるわけでございます。御

承知のように損害賠償の供託金は、これはいよいよ最後の手段として被害者に残された唯一の担保といったようなものでございますので、今までこれを積みましたが、ほとんど一回も利用されたことがない。大体二の目と三の目

利用するまでに当事者間でいろいろな話し合いをして片づくといったようなことが多うございまして、これはほんとうの最後の担保ということになっておるわけにございます。そこで具体的な数字で申し上げますと、八億円の

鉆害のうち、約四億八千万は自分で払うということ、ちゃんととはつきり鉆害の引き当として未払金を損金で経

理しておりますので、残りの三億二千萬程度の鉾害が、果して鉾業権者に鉾

害賠償の意思があるかどうかはつきりわからないという鉱害でございします
が、現在の臨鉱法の負担区分から申しますと、大体三億二千万のうち鉱業権者が負担しますものが、この約半分の

一億六千万ということになっておりますので、この一億六千万の鉅害が最終的に担保されるかどうかということが問題であるわけでございます。この一億六千万を、それだけの鉅害を与え

た炭鉱の出炭トン数で換算いたしますと、十五円ということになりますので、現行法の二十円の範囲内で——確かに今御指摘の通り、現実には積んでいる金額は必ずしもその鉱害全部を担

保するに足らない金額になっておりますが、われわれといたしましては、今後さらに実情に即応するように、別に二十円の限度を引き上げなくても、先ほど申し上げました鉱害賠償未払金の方では六割程度ははつきり払うという意思を示してもおりますので、残りの分

度内を履行すれば、大体カバーできるんじゃないかと思っておりますが、具体的にはそれぞれの地方の実情、炭鉱の実情等にも応じまして、通産局長から

に現在の崩壊別の附属の予き上にと
うことについて指示するように研究し
たいと思つておる次第であります。

○井手委員 四、五円の供託金で、とて
もまかないつくものではないのであり
ます。今局長から話し合いによつて順
次払戻日二週上になつて、

次鈺害復旧に弊せていきなさい」といふ言
 がありましたが、鈺害復旧が簡
 単に話し合いのつくものではないので
 あります。これは局長も御存じでしょう

と思います。特に私が心配いたしてお

方の中小鉱であります。供託金は思ったよりも納入成績はいいようでありましたけれども、未納入のものに地方の中小鉱が非常に多いと私は承わっておるであります。局長は昨日以来盛んに

未払金の留保のことを何か答弁の金看板のようにおっしゃっておりますけれども……。私は、そこで石炭局長にお伺いいたします。未払金の留保をしておる炭鉱は幾つございますか。私の調

査したところによりますと、私の佐賀県においては、一年間に二百七十万トン出炭をいたすのであります。その佐賀県下においては、この未払金を留保しておる会社は、わずかに三菱の古賀山一鉱だけであります。二百七十万トンのうちにわずかに三十万トン、これで鉱害復旧ができるなどとお考えになることが私は不思議だと思ふのです。当局にお伺いいたしますが、この鉱害復旧で一番納入してもらわなければならない中小鉱が供託金を払わない場合には、鉱業法によりますと、事業の停止を命ずることもできるでありませんか、そういう行政措置をなさっておりますのか、その点をお伺いいたします。

○樋口説明員 供託金を指定された通り積まないという場合の措置は、今お話しにございましたように、事業の停止しか現在できないわけでございます。ただ、今まで供託金を積まなかったために事業を停止したという例はございません。われわれといたしましては、あらゆる手段で督促してでも、とにかく積み立てるということが、鉱害を復旧させる一番合理的な方法ではないかと考えております。できるだけ督促するということに重点を置いておりますので、今までのところ、法規を適用いたしまして事業の取り消しとか停止を命じた例は一件もないのであります。今後督促の方をさらに進めていきたいと考えております。

○井手委員 供託金については、調定額はぜひ確保してもらいたいと思うのですが、昨日来強調されている未払金の留保、それがほんとうに鉱害復旧の必要な中小鉱にどのくらい守られているのか、その点をお伺いいたします。

○樋口説明員 はなはだ遺憾でございますが、全体では六割以上ということになっておりますが、中小鉱では、御指摘のようにほとんど未払金という制度を利用して、はつきりこれで払うという意思を示していないのが現状でございます。

○井手委員 それでは、今後未払金の留保をどういうふうに変化される御意思でありますか。

○樋口説明員 これは会社の経理につきましても、一応未払金は損金として経理できるといふ税法上の恩典がございますので、特に経理の苦しい会社あたりにおきまして、この制度を利用する方が経理上安定をするというふうな宣伝、教育啓蒙を行うと同時に、先ほど申し上げました供託金から十分に積まないと、それでは結局事業の停止をせざるを得ないのだということとをさらによく周知徹底させるということとでこの未払金制度を利用するか、それとも鉱害賠償の供託金を約束通り積むか、どちらか選ばなければ、行く行はとめざるを得ないということとで、反省を求めるところにしたいと考えております。

○井手委員 御承知のように、最近石炭鉱業の経営は悪化の一途をたどっておりますのであります。強調される未払金の留保ということにはあまり期待ができません。そうしますと、この大事な復旧について未払金の留保は期待ができません。供託金についても、こういう経営の状態でございますから、さらに未納入がふえてくるではないか。しか

も、調定の金額は確保されない。こういうことになって参りますと、石炭の好況時代ですら、話し合いによって簡単に鉱害復旧が軌道に乗っていないことを考えますとき、私は鉱害復旧の前途は非常に暗いと考えているのであります。

そこで私は、今から大臣にお伺いをいたしたいのであります。鉱害復旧という非常に重要な問題、この点について供託金制度をさらに強化なさる御意思があるかどうか。金額を引き上げて強制的にこれを徴収する。しかし、加害者である鉱業者といえども、無限に広範囲にわたっている鉱害を完全に復旧するということは、ことに中小の鉱業者には簡単なこととは思えないのであります。それは実際問題として望めないこととあります。そういったしますならば、ある程度まで供託金を引き上げて、これに強制力を持たせ、それでもなお鉱害復旧が完全に履行できないときは、引き上げの分については国家で補償するという鉱害復旧の方法、国家補償の制度をさらに強めた方法、そのためには、鉱害復旧公団などという強力な機関が必要であると考えております。その点について一つ大臣の所見を承わっておきたいと思ひます。

その前に、私当局にも一つお尋ねいたしたい。毎年鉱害が発生するのは私ども八億から十億と考えておりますが、今までは発生してはいる鉱害はどの程度でありますか。

○樋口説明員 大体一般鉱害といはしましては、われわれの調査では百十六億ということになっておりますが、そのうち約五十億が今年度までに片づけ

られ、あと五十億が残っておりますという事になっております。

○井手委員 私はその百十億という鉱害の金額は低きに過ぎると思うのです。まだ中小鉱の、あるいは鉱業者のなような鉱害がたくさん残っておりますと思うのです。一応能力のある、鉱業者がはつきりしておるのを集めたものが大体百十億だったと私は聞いておるのであります。

そこで大臣にお伺いいたします。先刻の問題であります。支払い能力のある、鉱害復旧能力のある炭鉱のすぐそばに発生した鉱害だけで、なお六十億近く残っております。今後年々八億ないし十億の鉱害が発生して行く。これを復旧するのには、先刻申しましたようなものと強力な機関を設けておやりになる御意思があるかどうか。一方においては食糧増産とか、農民の生活安定のため、開拓確保のためにたぐさんの国費を投じておる。ところがこの鉱害復旧において、せっかくの肥沃な農地がどんどん荒廃に瀕しておる、こういう状態でございますので、国土保全の立場から一つ格別の御配慮を願いたいという意味で、私はお尋ね申し上げるのであります。

○高橋国務大臣 鉱害の発生及びこれに対する対策というものは、国土保全の見地から申しましては絶対にこれは必要と存じます。十分この対策を講じたいと存じます。つきましては、鉱業法の抜本的改正と相待ちまして、これを供託金によってある程度償わしめ、同時にある程度においては国家がこれを補償するというふうな問題につきましまして、十分検討いたしたいと存じます。

○井手委員 なおこの問題についてさうにお伺いしたのであります。あととてたぐさんの質問を持っておりますので、この国土保全の立場からする鉱害復旧については、もっと強い立場から御検討なさるようによ望をいたしておきます。

次にお伺いしたいのは、従来鉱害の復旧には金銭の賠償を原則とされておった。しかし鉱害の復旧というものは、いろいろございすけれども農地を中心になっております。そういうことを考えますと、原状回復を原則として、そして金銭の賠償は従とすべきであると私は考えるのであります。なるほど抽象的な理論として、値打が同一のものであるならば金銭でいいではないかという議論も成り立つわけでありま。そういう意味で従来は金銭賠償を原則とされておるのでありますけれども、鉱害が主として農地ということを考えますならば、農地はかけがえのないものである、そういう個性を持ったものである。工業製品のようには、損傷したからかわりがすぐ作られるというものではないわけなんです。また農民の愛着心やあるいはいろいろなことを考えますと、どうしても原状回復を原則としなくてはならぬと私は信じておるのであります。この全面的改正に当って、従来の金銭賠償を原則とするという行き方を改め、原状回復を原則とするようになさる御意思はないか。従来金銭賠償でありましたために、幾多の紛糾が起っているわけですから、炭鉱側、会社側の見方と被害者の見方というものが非常に開きが出てきている。これが原状回復ということになりますならば、第三者の地方公共

団体であるとか、あるいは通産省であるとかの公平な立場において、紛糾が起らぬで鉱害復旧が完全にできると私は考えるわけでありませう。鉱害の復旧は原状回復を原則となさる御意思はなにかどうか、この点をお伺いいたします。

○高橋國務大臣 たいだいまのところ現金賠償が原則になっておるようでありませうけれども、実際から申しますと、現金をそのまま賠償者に渡すということとはよくないことでありまして、これはどうしてもやはり御説のごとく、原状に復旧するということが終局の目的でなければならぬ、こう存じますから、そういうふうになるように進めたいと存じております。

○井手委員 次に昨日鈴木委員からも議題に上りました能力主義の採用の問題であります。これもやはり現地の鉱害復旧の立場から私はお尋ねしたいのであります。今日の先願主義、先に出版した者が物権としての権利を獲得する、こういう今の先願主義を改めて能力主義にしないか。先願主義をとられた意味は、私が申し上げるまでもなく、地下資源の開発を促進するためにとられたものである、地下資源の開発者を保護したり、あるいは採掘意欲の増進をはかるという意味でとられたものだとは承わっております。それと、有産な炭鉱地帯といふものは大体鉱区として認可を得てしまつておる。そうなりますと従来の先願主義の意義はなくなつてしまふ。いよいよこれからは、従来の地下資源開発の思想を普及するといふ意味ではなくして、この大事な地下資源を開発する段階になつておる。そうなつて参りますならば、この大事な地下資源をいかに有効にすみやかに開発するかというところに切りかえなくてはならぬと私は存じておる。すみやかに開発できる者に、この鉱区の配分なりあるいは鉱業権を与えなくてはならぬという段階にきておると私は思ふのであります。またそういう能力のある者でなくては、先刻私が申し上げましたように、鉱害復旧の話し合いにも応じないし、鉱害復旧の能力もないことになるのであります。だからどうしても能力主義を加味しなくてはならぬ。しかしそれにはやはり憲法の問題もあるしいろいろあるでございませうけれども、いわゆる供託金制度といふものを強化いたしますとともに、地方にいろいろな関係があるものについて、いわゆる担保と申しますか、積立金制度と申しますか、あるいはそういうものをひくくするたて供託金制度といふものでもけっこうだと思ふのであります。ある程度の金を積み立てさせて、あるいは鉱害の復旧なり、あるいは地方の諸問題についての解決に資する財源を確保していただく、こういう意味で能力主義を採用なさることが必要ではないか、かように私は考えておりますが、大臣の見解を承わつておきたい。

○高橋國務大臣 たいだいまお話の先願主義については、今日の状態におきましては、これを改正しなければならぬという時勢になつておるといふことは事実でございませうが、しかれば能力主義であるとかいふことになりまして、その能力といふことには、経験者あるいはそれに対する資力とかいろいろな

問題があるわけでありませうから、これを一がいにきめることはなかなか困難な点があると思ひますので、その点は十分審議したいと思ひ存じております。たいだいま井手委員のおっしゃいましたようなことは、よほど有効な参考として考慮したいと思ひ存じております。

○井手委員 この問題はなお検討すべき点がたくさんあると思ひますが、さらに進んで今回の改正案についてお伺いをいたしたいと思ひます。今回の改正案によりまして、鉱業権を取り消された鉱区は二カ月間しなくては出願ができないうふうになつておる。これは私は当然の行き方だと思つております。しかしながら鉱業権者が鉱業権を取り消されるというときは、これは鉱業権者がその義務に違反した、鉱業資源開発上その鉱業権者の存続はどうしても許されないう、だから取り消すというところになつておるのであります。だから悪質の違反者に対してさらに出願を認めることがいかうか。なるほど二カ月はほかの者も出願する機会を与えられておりますけれども、その取り消された鉱業権者が再び出願する機会があるかどうか。その点について、これは局長からでもけっこうでありますから、見解をお伺いしたいと思ひます。

○福井政府委員 たいだいまの御質問の点につきましては、私もごもっともな感じがするわけでありませうが、ただ鉱業法の趣旨が、たいだいまお話がございしましたように、先願主義をとつておりました。鉱業権者の資格に対しては別段の規定が設けてないわけではございませう。取り消しを受けませう場合は、鉱業法の五十五条で、お話のように悪い違反行為等があらつた場合に限り取り消しをするわけでありませう。その者が二カ月間いたしたときややはり首を出してくるのはおかしいではないかといふことはごもっともでございませうが、先ほどの能力主義の採用の問題もございませう、またほかの条項との関係等もございまして、今回の改正案では徹底はいたしません、第一歩を進めたという程度でございませうが、そういう違反者につきまして出願能力を剥奪してしまふかどうかといふような点につきましては、改正審議会におきましてとくと検討したい、かように考えております。

○井手委員 そういう必要を認めたらば、一歩を進めたのじゃなくて、百歩を進めてもいいと私は思ふのです。鉱業法の全面的改正、私は先刻これを強く要望したわけでありませうけれども、この鉱業法の全面的改正ができると、これはいつかといふことになりませう、やはりせつかつこの改正の機会に十分の改正の意思を持つべきであると思ひます。私は、鉱業権者の鉱業権の取り消しといふことは、よほどのことがなくては起きぬと思ひます。従来の通産行政のあり方から申しますならば、よほどの悪質でなければ取り消しはしないはずで、なるほど先願主義ではあります。先願主義ではありますけれども、この排他的な独占的な鉱業権を取り消さねばならぬといふよほどの事態に對しまして、私はその鉱業権者に再び出願の資格を与えらるゝといふことは考えものだと思ひます。かくの機会がございませうから、私は百歩を進めて資格を剥奪するくらいのも

勇氣があつていいと思ふのです。これはやはり従来の関係がございませう、よその者が先に出版してとるということも、實際問題としてなかなか困難だ。結局そういう悪質な人が再び出版して鉱業権を獲得するといふことになれば同じことでは。そういう悪質な業者でありますならば、やはり思い切つて資格を奪うべきであると思ふ。この点は、大臣がいんだけれども、いけなければほかの人でもないですが、一つ思い切つてやつて下さい。

○福井政府委員 たいだいまのお説につきまして、私も今後十分検討いたして参りたい、かように考えております。ただ現在先願主義をとつております関係上、これはかりに出願の権利を剥奪いたしましたも、御承知のように實際問題としてはいろいろな名義で出てくる、こういうようなことも考えられますので、この点は違反行為がないといふ以外に私ども全体の概念を高めていく以外に實際問題としては解決の方法がないであらう、こういうふうな考え方でありませう。しかし法律の問題といたしましては、たいだいま先生の御指摘の点につきましては、先ほどから申し上げておりますように、ほかの条文との関係もございませうので、改正審議会でも十分検討いたして参りたい、かように考えております。

○井手委員 どうも最近になりますと審議会が隠れみのになつたやうな気がいたすのであります。あれもこれも審議会といふものを隠れみのにしておるやうであります。しかし取り消す場合には、列挙された事項によりますると、大体一般の聴聞を経た上で取り消すのじゃないですか。それほど手続を

勇気があつていいと思ふのです。これはやはり従来の関係がございませう、よその者が先に出版してとるということも、實際問題としてなかなか困難だ。結局そういう悪質な人が再び出版して鉱業権を獲得するといふことになれば同じことでは。そういう悪質な業者でありますならば、やはり思い切つて資格を奪うべきであると思ふ。この点は、大臣がいんだけれども、いけなければほかの人でもないですが、一つ思い切つてやつて下さい。

○福井政府委員 たいだいまのお説につきまして、私も今後十分検討いたして参りたい、かように考えております。ただ現在先願主義をとつております関係上、これはかりに出願の権利を剥奪いたしましたも、御承知のように實際問題としてはいろいろな名義で出てくる、こういうようなことも考えられますので、この点は違反行為がないといふ以外に私ども全体の概念を高めていく以外に實際問題としては解決の方法がないであらう、こういうふうな考え方でありませう。しかし法律の問題といたしましては、たいだいま先生の御指摘の点につきましては、先ほどから申し上げておりますように、ほかの条文との関係もございませうので、改正審議会でも十分検討いたして参りたい、かように考えております。

○井手委員 どうも最近になりますと審議会が隠れみのになつたやうな気がいたすのであります。あれもこれも審議会といふものを隠れみのにしておるやうであります。しかし取り消す場合には、列挙された事項によりますると、大体一般の聴聞を経た上で取り消すのじゃないですか。それほど手続を

勇気があつていいと思ふのです。これはやはり従来の関係がございませう、よその者が先に出版してとるということも、實際問題としてなかなか困難だ。結局そういう悪質な人が再び出版して鉱業権を獲得するといふことになれば同じことでは。そういう悪質な業者でありますならば、やはり思い切つて資格を奪うべきであると思ふ。この点は、大臣がいんだけれども、いけなければほかの人でもないですが、一つ思い切つてやつて下さい。

○福井政府委員 たいだいまのお説につきまして、私も今後十分検討いたして参りたい、かように考えております。ただ現在先願主義をとつております関係上、これはかりに出願の権利を剥奪いたしましたも、御承知のように實際問題としてはいろいろな名義で出てくる、こういうようなことも考えられますので、この点は違反行為がないといふ以外に私ども全体の概念を高めていく以外に實際問題としては解決の方法がないであらう、こういうふうな考え方でありませう。しかし法律の問題といたしましては、たいだいま先生の御指摘の点につきましては、先ほどから申し上げておりますように、ほかの条文との関係もございませうので、改正審議会でも十分検討いたして参りたい、かように考えております。

○井手委員 どうも最近になりますと審議会が隠れみのになつたやうな気がいたすのであります。あれもこれも審議会といふものを隠れみのにしておるやうであります。しかし取り消す場合には、列挙された事項によりますると、大体一般の聴聞を経た上で取り消すのじゃないですか。それほど手続を

経て、重要な鉱業権というものを取り消されておられるのです。それほど手続を経て恩恵な業者として取り消したものを、また出願を許す。結局、二カ月の余裕はあるといいたしても、取り消されたその鉱業権者が再び権利を得るということは間違いないのであります。せつかくの改正案でございませうから、再考の余地はございませう。

○福井府委員 今回の鉱業法の改正につきましては、保安法と並びまして災害防止の観点から、実は問題点を取り上げておるわけでございまして、鉱業法全体の問題につきましては、ほかの方にもいろいろ検討を要する点がございまして、そういった関係上、法律の改正審議会の検討をお願いする点が非常に多いと思っておりますが、今回の鉱業法の改正案といいたしましては、ごく限定したものに限りまして、この取り消しを受けた場合の自後の出願につきまして二カ月という期間を置きまして出願をさせるという、非常に中途半端な改正の内容に実体的にはなっておりますけれども、今後、ただいまお説の点につきましては、ほかの条項とともに十分検討をいたして参りたい、かように考えております。

○井手委員 当局の意図は大体わかりました。その取り消された者が再び鉱業権を得るであろうことは容易に想像できるのであります。これ以上は、国会としての立場から検討しなくてはならぬと考えておりますので、申し上げません。

そこで、これは鉱山局長の分だと思いますが、二、三小さな問題をお伺い

したいのであります。私はしろうとでよくわかりませんが、施業案というものは今秘密のものですか、公開はできないのですか。

○樋口説明員 施業案は、鉱業権者が自分の鉱区をどういうふうな要領で開発するかといったような計画を示すものでございまして、一種の財産権といつたような性質を持っておりますので、現在のところ一般には公開する必要はない。ただその施業案の実施がいろいろの他の権益と競合して迷惑を及ぼすとしてもいったような場合は、これは必要の限度におさましてそれぞれ関係者等に知らせるといふことを実際にやっておりますので、現行のものにございましては、大体内容は一般的には公開しないという建前をとっております。

○井手委員 私はこの施業案の認可さへ得ればどんな自由にも——もちろんその施業案以外にはみ出してはなりません、施業案尊重の義務はもちろん鉱業権者にございまして、しかもこの掘進によって他の権益あるいは公益との調整が起ってくる、被害が起ってくる、保安の問題が起ってくる、こういうことに広く一般との関係が非常に深くなっております。この施業案を考へますならば、これは権利として秘密にすべきものではないかと思う。少くとも施業案というものは、地方公共団体には一般に公開できるような方途を講ずべきだと考へます。これは意見になつて参りますし、鉱業法全般の問題になると思いますが、私には、この鉱業法が鉱害その他のことを考へますならば、あるいは災害のことを考へますならば、

ば、当然公開すべきである、むしろ義務づけるべきである、かように考へておりますが、そういうお考えはございせんか。

○樋口説明員 御承知のように、まず鉱業権を付与します際には、これは地元の知事あたりとも十分相談いたしまして、意見を聞いておるわけでございまして、それからただ鉱業権が付与されましてから相当年月がたつて、いよいよある地下を掘る、そのときにいろいろ地上の権利との間に摩擦が起るといったような問題が起りました場合には、現在でも通商局長は鉱区の減少あるいは鉱業権の取り消しというふうなこともできることになっております。実際にそういう場合には地元の知事さんあるいはその他利害関係者の意見も十分徴しまして、そういう措置をとることになっておりますので、現在鉱業権者のいろいろな行為を縛るということにつきましては、現行法を十分に活用すれば相当制限し得るというように考へておるわけでございまして、ただ今お話のございましたようにだんだん世の中が複雑になって参りまして、鉱業権と地上のいろいろな権益との総合調整が至るところで問題になってきた場合に、たとえば地上の鉱業権者だけに責任を負わせるのでなしに、ある程度地上の方に建物や堅固にしていただくというような必要が起ってくると思つてございまして、場合によりましては地上の権利者と地下の鉱業権者だけでなしに、国がある程度の費用を負担することによって、地上の権益も保護するあるいは地下の鉱業権も十分に実施できるようにしたような必要が起る場合も十分に考へられるわけで

ございまして。特にそういう当事者だけの場合の負担によらず、ある程度国庫もそれに参加するといったようなことにもなれば、当然はかの予算措置等も要りますので、何らかの特別方途も要るのではないかと考へられておりますが、現在のところまだわが国の鉱業の歴史が浅く、ことに鉱害問題につきまして真剣に取り上げられましてから、残そう年月もたつておりませんので、残念ながら英独仏のごとく鉱業権の実施と鉱害との因果関係、どこをどう掘ればどの程度地上に影響がくるか、従つてどの程度堅固な建物を上に作らなければならぬかといつたような因果関係のことについて、まだ十分なるデータを持つに至つておらないのでございまして。従いましてたとえば現在の法律におきましては特別掘採区域に指定されたものにつきましては、一般的な基準ができませんために、一件々々の掘採計画を許可します場合に、地方鉱業協議会の議に付しまして、さらにその中に専門部会を作りまして、地上のいろいろな権益に及ぼす影響を調べまして、一件々々の計画につきまして許可する、許可しないといふことをやっておりますのが現状でございまして。もしデータさえあれば——現在も地上の権益と相当混乱を起すようなところは特別掘採区域に指定して、はつきりした認可基準を示すことができないではないか。しかし国庫がさらにそれに一枚加わるということになれば、これは別途特別の立法ということも必要になるかと考へておりますけれども、いずれにいたしましてもまだ肝心の因果関係をつかむといふところまでのデータがそろつておりませんので、われわれとし

ましても政府の中で特別法を作つて国費を支出することについて、関係各省を十分納得せしめるだけのデータを持つておらないことをはなはだ遺憾に思つておりますが、できるだけ早く因果関係をつかむようなデータをそろへまして、特に施業案の内容を公開するかどうかといったようなことと別に離れまして、地上の権益と地下の権益とがどうすれば一番うまく調整できるかといふことについて、円満な解決を得るよう努力いたしたいと考へております。

○井手委員 施業案が秘密になされておるならば、とても今お話しになつた地上権、公益との調整なんというものは、なかなかできないと思つたのです。施業案といふものが公開されて初めて私は調整がとれると思つた。排他的、独占的な鉱業権に対して、通商局長の認可さへ得ればどんな事業がやられていける、ところが一般にはそれに関係ある地上権なり公益との関係について、それがわかりやうがないのであります。それはかなりやうがないのであります。それほど強力な物権でありますならば、私は当然公開すべきであると考へるのであります。この点については後日あらためて議論をいたしたいと考へます。

○樋口説明員 石炭であれば石炭局で所管いたしております。○井手委員 それではお伺いします。鉱業法なりあるいは鉱山規則なんかによりますと、毎年坑内実測図の写しを通産局長に提出しなくちゃならないようになっておりますが、この坑内

実測図が非常に乱れておると私は聞いておるのではありません。この条文通り、規則通りに間違いなくこれが施行されるおるかどうか。間違いなく通産局長にその写しが提出され、あるいはその原文が事務所に備えつけられておるかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○通産説明員 大体概数から申し上げますと、予定通り出ているようでございますが、一部中小炭鉱等におきまして出しておらないところがあるというのが実情でございます。

○井手委員 今の御答弁によりまして、一部の中小炭鉱では出ていない、違反しておるとのお話でございますが、私の聞いたところでは大部分が施行してないとお承りしておるのであります。間違ひございせんか。そしてまた出てないところにはどういふ処分をなさっておりますか。

○通産説明員 はなはだ勉強不十分で申しわけございませんが、ただいま調べましたところでは七、八分までは出しているのじゃないか、こういうことでございまして、さらによく取り調べましてあとから詳しいことを申し上げます。

○井手委員 そういふことでは鉱業の監督をすることはできないと思う。この坑内実測図というものは、施業案とともに鉱業監督上一番大事なものである。その坑内実測図というものが規定通りに備えつけてなかったり、あるいは毎年二月末に前年の十二月末現在のものの写しを通産局長に提出する、これは非常に大事なことで、その大事故が施行されないと私は承わっておりますのであります。当局でさえず

に七、八割より出ていないという答弁である。これはゆゆしい問題だと思ひます。そういうことでどうして鉱業の監督ができませんか。災害の防止ができませんか。この改正案にあります侵掘の状態がわかりますか。

○通産説明員 当局としましては極力法規通りの施行を期待し、またできるだけのことばやってきましたつもりでございますが、ただいま御指摘のように必ずしも鉱業監督の十分でなかった点がありますことはなほ申しわけないと思ひております。しかし来年度におきましては一般の鉱業監督に要する経費といったものも、今年度と比べまして約四倍に増額することを要求しておりますので、今後は、これは来年度にならなくても、今日以後とにかく今御指摘のありましたようなことが、一日も早くなくなりますように最善の努力をしたいと思ひております。

○井手委員 これは大臣にもお聞き願いたいと思ひますが、鉱業監督に関する予算が非常に少いことは私も認めておるわけでありまして、この点は当局にも同情いたしておりますし、また協力もいたしたいと思ひます。今のような鉱山監督に関する予算あるいは旅費ではとても十分な監督はできないわけですから、この点は十分わかる。しかし私の申しました坑内実測図は予算とはさほど関係はないものであります。これは鉱業権者に義務を課したものである。しなくてはならぬと規則にちゃんと書いてある。これを怠ったものは処罰すると書いてある。そうしなくてはならぬという義務を課したのは、いかに坑内実測図が重大であるかということをお伺いした上、こういう条文がある

のだと私は考えておるわけでありまして、私が聞いたところでは、ほとんどこれが施行されていない。そこに私は今日の鉱業の大きな問題があると思ひます。鉱業災害の問題、また今日の鉱業の運営のためがあると思ひます。これは今後十分現地の調査もいたしまして、その上でまたお尋ねもいたしましてから、嚴重に規則を施行されることを要望いたしておきます。

次に伺ひたいのは、これは小さな問題ですが、一昨年あたりから鉱害調査費が組まれておるようでありまして、これはどのくらい今調査が進んでおりますか、その点をお伺いしたい。

○通産説明員 現在やっております鉱害関係の調査は、臨鉱法の施行に関連いたしまして、毎年どの程度の復旧工事をするべきかという鉱害復旧事業費に關連いたしまして、その復旧事業費算出のために根拠を得るデータを集めるような調査をやっております。

○井手委員 次に家屋の復旧が、一昨年でしたか、法律の改正で鉱害復旧に乗りようになつたのでありますが、これが非常に金額が少いために遅々として進まないようであります。非常に関係者は困つておりますが、来年度はどのくらいお考えになっておりますか。

○通産説明員 御承知のように今年度は七千万円の予算を立てたわけでありまして、これで御指摘のように非常に少いというところで、三十四年度は少くとも倍程度の工事ができるようにというところで、一億四千万を予定して目下大蔵省と折衝をいたしております。

○井手委員 次に法律の改正案についてお伺いをいたしますが、盗掘の処罰

を強化されておるようでありまして、これは私一昨年もいふふこの点について、警察庁も来てもらつて御相談を申し上げたわけでありまして、私の地元佐賀県東松浦郡相知町においては、盗掘が一時は二十数件あった。あいくちを持って、勝手にその立木を伐採して盗掘をする。その盗掘の実績を私は承わりたいわけでありまして。

○通産説明員 まず福岡通産局管内の数字がまとまっておりますようでございますので申し上げますと、三十二年中に福岡通産局管内におきまして盗掘として告発いたしましたのが百八十件ございまして。

○井手委員 その結果はいかになつておりますか。

○通産説明員 百八十件のうち起訴されたものが四十四件、そのうち体刑が三十二件で罰金刑が三件、目下公判中のものが九件でございます。それから不起訴が百十七件、起訴前処分のもものが五件、その他略式請求で一応告発しましたけれども嫌疑なしということになつたものが、十四件でございます。

○井手委員 これは今委員長席におられる長谷川さんにも、通産省政務次官に当時いろいろ御相談した問題でありまして、どうもこの盗掘について通産局は、まあ迷惑なものだと思ひます。従来は熱が足りなかつたと思ひます。その点について、私は今度の改正を機会に十分熱意を持って盗伐、盗掘についても取締りを嚴重にしてみたい、この点を要望いたします。

それからこれはいろいろな法律案の審議のときに關係いたしますが、ボタ山の捨石というものを鉱業法に何とか規定する方法はないのですか。いつ

もボタ山の場合は石になつてゐる。これは洗えば石炭の中に入る。このために取締り上非常に問題が出てくるだらうと思ひます。あれは石だから通産省の關係じゃないということになっておりますが、これを統一する必要があると思ひます。

○通産説明員 ボタ山に關しましては、前々国会で御審議いただきました水洗炭業法によりまして、ボタ山を洗つて炭をとるといったような場合には、その法規に基いてコントロールするということになっておりますので、特にあれを石炭とするか、あるいは石として置いておくかということをお承りした上で区別しないで、必要があれば水洗炭業法で取り締まるということに十分注意したいと思います。

○井手委員 ボタ山は鉱業法の範疇に入つていないのでしょうか。

○通産説明員 ボタ山は動産の扱いになつておりますので、鉱業権の対象になつておりません。

○井手委員 ボタ山は石炭界が不景氣になつてくると盛んに掘られる。そうなると思ひます。不景氣のときには石だけども、景氣になつてくると炭になる。そこに鉱害が起つてくる。こういう因果關係が非常に深いのであります。これはやはり鉱業法の中に含めるべきだと考えておりますが、いかがでございますか。

○通産説明員 ボタ山から出ます鉱害につきましては、ボタ山は現在動産の扱いを受けておりますが、鉱害の面では鉱業権者に一応の責任があるということになつておりますので、鉱業権者のはつきりしておりますボタ山につきましては、鉱業権者の責任において鉱

害の復旧ということに当らせておりま
すし、また鉱業権者のはっきりしない
というボタ山につきましては、これも
過般御審議、御決定いただきました地
すべり等防止法によりまして、危険が
ある場合には国において所要の措置を
講ずることになっておりますので、
ボタ山から生ずる鉱害の予防とい
うことにつきましては、大体現行法で
やり得るのじゃないかと考えておりま
す。

○井手委員 私は現行法では不十分だ
と考えておりますので、さらに御検討
願っております。

次に具体的な鉱害復旧の問題につ
いて二点お伺いをいたします。杵島炭
の北方礦業所の鉱害の問題でありま
す。醫王寺部落の鉱害については、長
い間折衝が行われた懸案であります。
去る何月でございましたか、事業団と
石炭局、農林省、佐賀県それに私ども
が立ち会いました打ち合せました結
果、醫王寺部落については、なるべく
すみやかに鉱害復旧をやりましよう
という結論であったと私は記憶をして
いるのであります。その打ち合せがあ
つてからすでに半年を過ぎておると思
いますが、あるいは四カ月くらいであ
つたかも知れません。もう種の刈り取り
も近くなつておりますし、鉱害復旧に
はいい時期に直面いたしておると私は
思います。おそろしく長い月日でござ
いますので、すでに鉱害復旧について
十分なる計画ができておらうと私は期
待をいたしておりますので、もし計画
ができておりますならば、この機会に
承わりたいと思ひます。

○田口参考人 醫王寺地区の鉱害の問
題につきましては、事業団が北方炭礦

を買収いたしましたのは、昨年の十二
月十三日に売買契約を締結いたしてお
ります。この北方炭礦は御承知の通り
膨大な鉱害量がありまして、約一億一
千万円程度の鉱害量に当つておるわけ
であります。ただこの中でただいま御
指摘の醫王寺地区の問題につきまして
は、事業団が買収の当時におきまして
は、鉱業権者並びに被害者の代表との
間に打ち切り補償の契約が有効に成立
いたしておりましたので、売買契約を
結んだわけでありましたが、その後一部
に紛争がありましたので、当事業団と
いたしましては、できる限り鉱業権者
並びに被害者の意思を尊重するという
建前から、ただいまお話がありました
ように、関係者会議を何回となく開い
ておるわけです。ただこれは御承知の
ように六角川の流域でございまして、
その波及するところがかなり広範にお
たりますし、また復旧の問題につきま
しても、技術的にも非常にむずかしい
点もあるやに聞いております。しかし
事業団といたしましては、あくまでも
被害者の立場も十分尊重いたしまし
て、これが円満なる妥結に入らよう
に、関係者会議にも出席いたしまして
折衝しておるわけでありましたが、ま
だ復旧の具体的な計画までには遺憾な
がら到達いたしてはおりません。

○井手委員 御説明によりまして、ま
だ復旧計画は立っていないとのこと
であります。私はその点は非常に残念に
存じますとともに、炭鉱と地元との間
に有効に契約が行われたというお話に
ついては、私は非常に不快に存じてお
るのであります。この問題は鉱害の一
つの問題でありますし、私だけで審
議しておるわけではございませぬ

で、参考までに私はその内容を申し上
げておきたいと思ひますが、杵島炭礦
の北方礦業所は、昨年石炭鉱業合理化
法に基いて鉱業権を整備事業団に売却
するに當りまして、今お話があらた
うに、被害農地が二百町歩に及んでお
る。その他の被害を加えますると、県
の統計では五、六億円にも達してお
ると言われておる。とうてい北方礦業
所の売却代金をもっては、鉱害を復旧
することは困難であるということか
ら、通産局でもいろいろ御配慮願つ
て、その前に閉山をいたしました同じ
杵島炭礦の大鶴炭礦を同時に買い上げ
ることになったわけでありまして、その
買い上げに當つて、福岡の通産局は、
鉱害がなお進行中といわれておるとこ
ろまで含めて、大体百五十町歩を安定
鉱害として認定をいたしました。鉱害
がなお若干進行しておるものも含ん
で百五十町歩ばかりを安定鉱害として
認定をしておる。従つて、そのために
杵島炭礦では、問題の醫王寺における
陥落農地、大体六十五町歩程度であり
ますが、これを含めて打ち切り補償を
被害者の代表と交渉したわけでありま
す。この交渉に當つて、炭鉱側は、当
時杵島炭礦は九十七日のストをやつて
おつた最中でございまして、このスト
を口実にいたしまして、お前たちが打
ち切り補償に應じないならば炭鉱はつ
ぶれて一銭もとれないようになるぞ、
こういう圧力を加えたことは関係者の
証言で明らかであります。ところがこ
の杵島炭礦はストも解決いたしまし
た。なるほど経営の内容は変わつて参り
ましたけれども、依然として杵島炭礦
は健在であります。つづけておりませ
ん。これを考えますと、お前たちが打

ち切り補償に應じないならば一銭もも
らえないようになるぞというこの炭鉱
側の言葉は、刑法上の欺罔行為に當
ると思ふのであります。しかもこの会社
側の示しました打ち切り補償の金額は
きわめて低いのであります。完全復旧
には反当り大体十二、三万円が予想さ
れておりました。しかし炭鉱の立場も
ありますし、農林省の熊本農地局で
いろいろ検討した結果、大体反当九万
円、総額五千七百九十万円、この復旧
計画を立てたのであります。その反当
九万円から考えますと、炭鉱の負担
は一万一千五百円でありまして、鉱害
復旧に要する炭鉱側の負担は三万一千
五百円、打ち切り補償の金額は幾らで
あるかと申しますと、一万三千万円であ
ります。実際の炭鉱側の義務から申し
ますならば四割にも達しないのであ
ります。しかもその上にけしからぬこ
とは、三十二年度は、陥没した水害の
ために、普通は八俵も九俵もできるよ
うな醫王寺の農地において、産米はわ
ずかに三俵とか四俵程度でありまし
て、五俵内外の減収になるのでありま
す。五俵と仮定をいたしますならば、
一俵当り四千元といたしまして二
万円です。この三十二年の産米だけで
も二万円の減収賠償はあつてしかるべ
きなのに、年々賠償に加えて打ち切り
補償金額が一万三千万円、年々賠償に
及ばない金額であります。一たんこの
打ち切り補償に應ずるといふことにな
りますれば、一万三千万の金はなるほ
どとれるかもしれないけれども、反
当八俵も九俵もとれる肥沃な農地が二
度と鉱害復旧の機会にも浴しないので
あります。土地改良の機会にも浴しな
いのであります。今さっきお話があつ

たように、六角川の水利の問題はもち
ろんございませうけれども、そういう事
情もからまつて、場合によつては兩年
のときにはほとんど稲作がとれないよ
うな悲惨な状態に陥いると思う。年々
賠償の二万円、一方鉱害復旧に三万
千五百円の炭鉱負担に対してわずか
一万三千万円、これはあまりにもひど
い打ち切り補償の金額であります。従
つて、幾多の折衝紛糾を終つた末に、十
月十六日地元代表との間に反当
一万三千万の打ち切り補償、総額は八
百九十九万六千円、それに見舞金の八
十五万円を加えて九百八十四万六千
円で打ち切り補償の調印が行われまし
た。しかしこの地元代表の権限はどう
かと申しますと、これは打ち切り補
償の全権を地元部落が委任したもので
はないと私は聞いておるのであります
です。またこれを証明する文書もあるの
であります。越えて十一月二十六日の
部落の総会においては、この一万三千
円の打ち切り補償に應じたこの交渉に
みんな非常に激高いたしまして、即座
に打ち切り補償反対の決議が行われ
た。そして十一月二十八日付をもつ
て、これはそこいらつしやる石炭業
整備事業団の理事長に対して、地元
の山本善六外七十六名の連署をもつ
て、私ども地元は打ち切り補償には絶対
反対でありますという内容証明をよこ
しておるのであります。続いてまた同じ
地元から炭鉱側に対しまして、同様
の内容証明を渡しておるのであります。
す。これは郵便局の証明によつて事実
は明らかであります。この点でおかし
なことは、十一月二十八日に送られ
たこの内容証明の文書が――あなた方
の事業団に聞きますと、あれは確かに

そこで私はさらに進めて申し上げたいのでありますが、合理化法によりますと、安定鉱害は売り渡した炭鉱が処理をしたあとでなくては、買収することとはできないようになっておるのであります。私は二十八国会においてもこの問題を取り上げましたが、そのときの石炭局長の答弁によりますと、その鉱害の賠償の処理を全部完了させ、上

ますと、地元代表と炭鉱側の契約には大きなきずがある。あなた方の事業団に對しましては会社側に對しましても、部落の大多数の者が絶対反對だという意思表示を内容証明によってやっておる。そういうきずのあるものを何ゆゑにあなたの方が買い上げたのか。もしそれが輕卒であつたといふならば、この石炭鋳業合理化法の精神ならぬ、あるいは石炭鋳業整備事業団の宗旨、あるいは石炭鋳業整備事業団の足の意味にかんがみまして、積極的に地元の総意をくみ取って、鉦害復旧を一日も早く軌道に乗せることが、事業団理事長の責任であると私は考えております。しかるにただいまの御答弁によりましますと、まだ計画を立てていないわけでありませう、私はまことに不

— 6 —

快にたえません。なるほど長い間の紛糾でありましたので、一たん炭鉱と一万三千円の打ち切り補償に調印した一部の中には、鉱害復旧に反対した者もございました。部落内は二つに分れてあいさつもしない、やった嫁は取り戻すという非常に悲惨な部落内の紛糾がありました。しかしんはみんな鉱害復旧を望んでおるのであります。最近

○田口参考人　だんだんのお話承わりました。この北方の炭鉱の買収につきましては、お話のような紛争があることも承知しております。またあの当時といたしましては事業団は安定鉱害につきましては鉱業権者の方で処理をして、次に事業団が買収するという原則になっておりますが、ただ未処理の分があった場合には補償金をもって、これが処理をするという業務方法書に基きまして、事業団は買収の契約を締結したわけであります。しかしながららいただいま御指摘のように、この北方の一億一千万円程度の膨大な鉱害の中の一部に、そういう紛争地区があるというところでございますので、先ほど申し上げましたように事業団といたしま

しても、関係者の御協賛により、関係方面との折衝によりまして、できる限りこれが円満解決に資したいということ、ただいま事業団はおるわけでありませう。

○井手委員　地元と会社で円満解決の段階でないことは、理事長もよく御承知だと思ふのです。このあなたの方の買上げに当って安定鉱害が処理され

あることがわかつておるのです。私はその問題について今からいろいろ文句を申そうとか、あるいは追及しようとか考へておりません。あなたの方に責任があるこの問題については、もっと積極的な斡害復旧の検討をなさるのが、ほんとうだと思ふのです。円満な解決をはかりたいなどといったって、いつまでたってもそれは済みませんよ。地元民はどうですか、三俵か四俵の米をとって、政府に販売もできません。販賣余力はございません。ほとんど農協から金を借り、あるいは親戚から米を借りて、やっと昨年から今日まで糊口をしのいでおるのですよ。一日もゆるがせにできないこの斡害復旧の問題について、話し合いによる円満な解決を

点が、私はすでに間違つておると思う。私は石炭局長にお伺いをいたします。この問題については、前の局長さまもいろいろ骨を折つてもらつておられます。問題は炭鉱がなかなか金を出しなかつておるといふことを私は承わつておるわけです。炭鉱が三万一千五百円と、打ち切り補償の一万三千円の差

めません。しかし大鶴炭礦を含めて買
い上げたために、杵島炭礦はそこに七
千万円ばかりの金がかうかっておるの
です。これを批判するならば、私は不
当な利得だと言いたいのです。金が足
らぬならばそういうこともあり得るや
もしれませんけれども、大鶴を買つて
もらつたために、二つの炭鉱を買つて
もらつたために、金が残つておるじゃ
ありませんか。その七千万円かをもち
けた中に、一千二百万円の金を出させ
ないような事業団はあまり役に立たな
いと思う。そのくらの熱意がなければ
ならぬ。何のための整備事業団です
か。鉱害復旧が使命じゃございません
か。私は大臣に聞きたいのですが、十
臣としては、なお調査した上であらう

ので聞きませんけれども、石炭局長は御存じのはずであります。石炭局長は今までの杵炭炭礦、最近資本が入りました住友の交渉がどういふふうに進んでおるか、この点を承わりたい。

○樺舘説明員 先ほど田口理事長から御説明があったのでございますが、それわれ今まで承知いたしております。

は、「芦刈地区の鉱害賠償責任について」という公式の見解を発表されております。大事な点でございしますが、結論だけ申し上げておきますが、結論として、「結局三井鉱山および山口慶八は当該鉱害について連帯責任を有するものと判断されるから、臨鉱法第六十六条は適用できず、同法第四十八条による復旧を行うべきものである。この場合納付金は三井と山口慶八両者連帯で負担すべきであるが、旧砥川村に対しては打切補償がなされてあるから、この分は受益者負担として地元が負担すべきこととなる。なお三井および山口両者は、鉱業法第百十五条の消滅時効を援用する場合も考えられるから、その結果によっては、全額地元負担となるべき場合が生ずることも予想されるであろう。」と、こういう見解を述べられております。さらにまた、この公式見解によりますと、一番被害の大きい芦刈地区の地盤沈下は、砥川炭鉱の採掘に基く脱水陥落によるものと判断されるというふうに、鉱害の原因を明らかにされておるのであります。そこで私は、今日法律の問題はいろいろ申し上げませんけれども、この二十二億円にも上る大きな鉱害について、何とかやはり鉱害復旧のめどをつけないてはならぬではないか。法律問題でむづかしい、法制局の見解はどうである、あるいは三井が消滅時効を持つてくるのではないか、こういういろいろな問題はございまして、何とかして、何とかして鉱害復旧を軌道に乗せることが、私は当面非常に急を要する問題だと考えておるのであります。従って私は、この鉱害についての調査を一日も早く完

了してもらいたい、そして対策を講じてもらいたい。地元の部落民に原因はないわけであり。明らかにこれは鉱害である。そうであるならば、一つすみやかに鉱害復旧についての格段の努力をお願いしたいと思います、いかがでございますでしょうか。

○樋口委員 今先生のおっしゃいましたように、一応法律的にはいろいろ三井と山口慶八との二人の責任ということにならざるを得ないような解釈になるかと思ひます。しかし現在われわれといたしましては農林省並びに建設省とも相談いたしまして、特にこの前特別鉱害復旧法で認定されなかった部分というふうなところもございまして、で、特鉱法との関係、認定漏れなどはどうなっておるかというふうな被害の実情の調査を三省相談しながらやっておりますので、その結果に基づきまして、全額国でやるかというふうなことを、今ここですぐ申し上げるというふうなことはできませんが、できるだけ早く被害の状況をつかんだ上で善処したいと考えております。

○井手委員 もうこの問題についてはこれ以上は申し上げません。何としても鉱害復旧がねらいであり、目的でございますから、すみやかに調査を完了されて、鉱害復旧ができるように強く要望いたします。長いことはなほだ恐縮でございます。これで私の質問を打ち切ります。

○長谷川委員長 次の質疑者に入ります前に田口参考人に一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多忙中のところ当委員会に御出席下さいましてありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。——加藤鏡造君。

○加藤(鏡造)委員 今回の鉱業法並びに鉱山保安法の一部改正が急遽行われることになったのは、おそらく最近各地におきまして特に炭鉱関係の鉱山において災害が頻発しておりますので、それにおびえた結果、そうしてまたこれらの問題が大きな社会問題として取り上げられるに至ったというように現状から、急遽この二法の改正を試みられたものと私は考えております。しかしこの改正の内容はきわめて簡単なものでありまして、要するにほんの一時の思ひつき程度のものにすぎないのではないかとこのように思ふわけでございます。大体今日のように災害が頻発いたしますのは、いろいろな原因があると思ひますが、一つは一番大きな原因は取締りの問題であると思ひます。政府がいかに鉱業権者の施業について監督をしておるかという問題だと思ひます。それからもう一つは鉱業権者の質の問題だと思ひます。そういう点から考えて、私はすでに災害の原因はこの鉱業権を許可するときに発生しているというふうな考えをしております。そういう点から考えて、いろいろ問題があるわけですが、政府もおそらくそういう点を考えた結果、一部改正の趣旨を説明した際に、近く根本的な改正をする考えで用意をしておる、こういうふうなことを説明しておられたようでございます。そこで私は今回の改正というものが、ほんの一部の当面を糊塗する程度の改正にすぎないと思ひます。ゆえに、政府は一体根本的な改正というのはどういうようなことを考えておられるか、こういうことをまず承わりたいと思ふわけでございます。

○福井政府委員 今回のこの臨時国会に鉱山保安法、鉱業法の改正をお願いいたしましたのは、ただいま先生から御指摘のように、最近石炭鉱業につきまして非常に災害が発生いたしますので、この災害の防止に少しでも役立つように法律を改正したい、かような見地から提案をさせていただいたわけでございますが、私どももいたしましてこの鉱業法の問題につきましては、大臣も御言明されておりますように、全面的に改正の点を従来の経験から見ましていろいろ考えておるわけでございます。どういった点について考えておるかという御指摘でございますが、いろいろ考えておりますが、現在の鉱業法の建前が先願主義をとっておりますので、この点につきましては各委員の先生方からも能力主義を加味、採用してはどうかというふうな御説も出て参っております。私どもも現時点でいかにどうか、能力主義を取り入れてどうか。鉱業権者の資格をございませうか、あるいは能力でありますとか、こういう点はどうかといった要件を、一体取り入れたらどうか。そういうものが外国の立法例等を見ましても、先願主義をとっておりますところもございませうが、能力主義をとっておりますところもございまして、いろいろ能力主義をとるにいたしてもむずかしい点がございますので、こういう点を検討いたしたい、かように考えております。

それから現在の鉱区につきまして、一つの鉱区に鉱業権が二以上設定し得る法律上の建前になっております。こういう点につきましても、一鉱区一

定、通産局長の認定、特に関係地区の通産局長の認定というようにことが相当大幅に出てきやしないかということをお私に心配する。そういうことになりますと、そこにまたいろいろ大きな被害が起つて参ることは必然でございますので、今局長はいろいろな点で具体的改正の内容について方針を述べられたが、私はこれは鉱業権者の要件であるとか、いろいろ具体的な条件について、できるだけ合理的な方法でやられることを心から希望しておきたいと思ひます。

それからなおまた地上権との調整の問題でございますが、これも非常に大きな問題でございます。関係するところが法律的に見まして非常に広い関係を持っておりますが、こういう問題については、どういふふうな今後規制していったらいいか。あるいは先ほどお話が出ました鉱害賠償制度も、現在の法律を改正する必要があるのではないかと。おまな点を申し上げますと、気づきます点は以上申し上げますと、気な点であります。その間におきましてもいろいろ検討して参らなければならぬ点が多数あることと存じます。

○加藤(鏡造)委員 現在の単純なる先願制度を是正することが、悪質鉱業権者に対する規制を行うことであるという政府の御意見については私も賛成するものでございます。それで先願制度を是正する場合に官僚政治で常にかきまわすところの弊害は、大幅な認定というところが行われやしないか。本省の認

定、通産局長の認定、特に関係地区の通産局長の認定というようにことが相当大幅に出てきやしないかということをお私に心配する。そういうことになりますと、そこにまたいろいろ大きな被害が起つて参ることは必然でございますので、今局長はいろいろな点で具体的改正の内容について方針を述べられたが、私はこれは鉱業権者の要件であるとか、いろいろ具体的な条件について、できるだけ合理的な方法でやられることを心から希望しておきたいと思ひます。

○福井政府委員 先ほどの能力主義の問題につきましては、加藤先生から御

指摘の通りでありまして、これを取り入れるといたします場合には、確かに具体的な要件が問題になるわけでございます。従いまして先願主義のいい面もあるわけであります。こういった点につきまして先願主義、能力主義の長所短所を、今後十分に審議会で御検討願ひまして、合理的な線をきめていくように努力いたしたい、かように考えております。

それから一般的に監督の問題につきましては、御承知のように保安監督部で監督いたしておるわけでございますが、ただいま鉱業権の取り消しにつきまして御質問がございました。御承知のように従来鉱業権の取り消しにつきましては、その多くは例はございまして、長いた鉱区を採行しないで放置してあるというようなものにつきまして、ある程度鉱業権の取り消しを実施いたした例があるのでございます。

○加藤(鐵造)委員 あるいはそういう数字について、今ここで御説明を求めることは無理かと思ひますけれども、私のお聞きしたのは、今まで一体いかにこの鉱業法に基いて監督をせられたかというのを具体的に承わりたいと考えて、違反というものがどの程度に摘発されているか、何条による違反がどの程度にあるかということをお伺ひしてゐるのです。

○小岩井政府委員 鉱業法に基づく違反というふうな御質問がございましたが、おそらく保安法の関係だろうと思ひますが、私の方の巡回監督につきましては、最も大切な仕事の一つでございます。毎年監督方針、監督の要領、あるいは特に災害の多い石炭につ

きましては、石炭災害の防止対策、それだけの種類の対策を立てまして、最も有効的に監督をやつて参りたいという考えを持っております。

まず石炭について申し上げますと、これも限られた予算の範囲内でありまして、ただ漫然と巡回するわけに参りません。従いまして、まず危険を内包する程度に従ひまして、坑口の格づけをいたしております。自然条件あるいは管理の面、この二つに重点を置きましてそれぞれの状態を把握いたしまして、最も危険を内包する鉱山につきましてはA級、それぞれB級、C級と格づけをいたしております。最も危険を内包する鉱山につきましては、月に一回ずつ回るとか、あるいは二月に一回回るとか、あるいは三月、半年に一回というような場合に、格づけに従ひまして巡回の頻度を変えてございまして。

まず石炭から申し上げますと、石炭におきましては、最も大きく災害を起します爆発、あるいは坑内出水、自然発火というような、そういった危険性を内包するものに重点を置きまして、ただいま申し上げましたような有効適切な巡回をいたしておりますが、大体三十二年におきましては、四千五百七十七坑、月平均三百八十一坑の巡回をいたしております。三十三年度になりましたのは、六月までに千三百九十九坑、月平均三百四十六坑、少し減つておりますが、これは最初の第一期でありまして、少し少いのですが、全体といたしましては、もちろん、昨年よりもよけい回れると考えております。これを過去三年ばかりの状況を見ますと、三十年には、三千十坑回りまし

て、一万三千六百八十五件の違反件数を摘発いたしております。三十一年には、四千五百七十七坑、一万四千三百三十七件の違反を摘発しております。三十二年には、ただいま申し上げました四千五百七十七坑で一万六千六百七十六件、こういふふうになり多数の違反件数を摘発しております。

その内容はどういふふうになっておるか申し上げますと、規則の百五十九条の一項、支柱の関係が非常に悪い、違反をしておる、この件数が一番多くありまして八百九十一件、それから同じく同条の三項、これは必ず先受けをやるといふことに規則で定められておりますが、この先受けをやっていないというものが八百八十八件、それから通風の速度と量の関係、こういった点で違反をしてゐるのが六百七十七件、それから風管の漏風防止、風管から風が漏れて完全に風管の作用をしていないというふうなもの、あるいは延長が

おくれであるもの、そういったものが五百六十五件、それから支柱の補強を要するものが五百五十三件、以下述べますと非常にたくさんございまして、こういった関係、運搬の関係、通風の関係、運搬の関係、こういったものに多くの違反が出ております。これらの違反につきましては、それぞれの処置をつけておまして、特に先ほど御質問がございました操業の停止につきましては、特に重要な違反をやつておきます場合には、坑口全部あるいは坑口の一部につきまして、いずれも操業の停止をどんどんやっております。これは石炭でございますが、金属は御承知のように災害の件数におきまして

も石炭の六分の一くらいで、山の数は非常に多いのでありますけれども、災害の絶対数におきましては、石炭と比べますと非常に格段の開きがあるもので、従いまして石炭の方に経費も七割くらい充当しまして、金属は三割くらいの割合で充当いたしております。

金属もごく概略申し上げますと、三十二年の実績としましては、鉱山数が二千六百四十三鉱山あるわけでありますが、巡回いたしましたのが千四百七十七鉱山、これで六千二百六十三件の違反を摘発いたしております。金属は、巡回の回数に割合少いのであります。金属は、摘発の件数はかなり多く摘発いたしております。特に重炭の関係におきましては、先生の地区なのでございまして、名古屋の重炭が最近非常に災害が多かりまして、この名古屋の重炭につきましては、非常な監督の強化をいたしまして、特に昨年には監督旅費も特別に増額いたしまして、監督を厳重にいたしております。この重炭の関係は、六月の数字であります。大体二百二十二坑口、これで、本年の六月末に坑内出水の危険性を内包する坑口として二十九坑があげられております。監督に当りましては、特にこれらの坑内出水とか、あるいは落盤の災害の頻度の高いものに重点を置きまして回つておるわけであります。三十二年におきましては三百九十二坑、本年度におきましては、一・四半期で百三十坑監督をいたしております。昨年は千九十六件の違反を摘発いたしております。その内容につきましては、施業案の違反を最も多くやっておりますわけですが、これが八十五件もございまして、

参考にして全国のを申し上げますと、全国の重炭では施業案違反が百二十五件あるのでございまして、名古屋地区だけで八十五件も施業案違反を起しておる。それから連絡の通路が一方しかない、こういうような違反が七十五件、それから坑外の係員あるいは坑内の係員を選任していないのが、それぞれ五十七件、四十九件というふうな、かなり大切な点で違反を起しているケースが非常に多くあります。これらの違反はでき得る限り巡回を密に、しかも危険を内包する鉱山に重点を置いて、でき得る限り摘発いたして、特に石炭の関係で、さらに中小に災害が頻発しておりますので、監督の重点も、重大災害を起すような種類のもの、あるいは落盤、運搬のような頻発災害を起すもの、これらに重点を置きながら、なおかつ中小に重点を指向しまして、限られた予算を有効に使つて参つておるわけであります。こまかく申し上げますが、なお金属の点は非常に長くなりましたので省きました。私の方の監督をいたしましては、最近さらに一そう巡回監督の旅費も増額を願ひまして、今後一そう巡回の強化をはかつて参りたい。中には、鉱山数が多いために年に一回も回れないというふうな状態でありまして、予算の点につきましては国会の御協力も得まして、来年度は何がしか増額してもらいたいというふうなことを考へておまして、一そう巡回監督の強化をはかつて参りたい、かように考えております。

○加藤(鐵造)委員 鉱山の保安監督の問題については、なお追つていろいろ

伺いたいと思いますが、今の御説明でもわかることは、大きな災害を超える、あわてて監督を厳重にする、予算をふやす、こういうことが従来の通産省のやり方だったと思います。今のお話の施業案の違反ということは、特に亜炭地帯ではさらにやってくるように、それが、災害の頻発の原因だということに申すまでもございませぬ。

そこで鉱業法のことについて、なお一点承わりたいことは、今度の法律で、鉱業権の取り消しの日から六十日間を置くという問題ですが、これはほかの委員からあるいは質問があったかとも思いますが、一体どういふ根拠で六十日という日をきめられたか。

○福井政府委員 御承知のように現在の鉱業法におきましては、こういう規定がございませぬで、取り消しを受けた人が、極端に申しますと、ほかの人が取り消しを受けたというのを存じませぬので、すぐまたそれをその人が出願すれば、先願許可書を受けられるということになっておるわけでありまして、これを六十日にいたしましたのは、率直に申し上げまして六十日自身に別段根拠はございませぬ。六十日間の期間を置けば、大体一般の者に公知、周知させることができるであらうという観点から常識的に選んだ期間でございませぬ。

○加藤(鑛造)委員 六十日間というところの長い期間ですが、この間にいろんな問題が起る場合があるかと思えます。災害の問題もそうですが、その取り消された鉱山がきわめて重要な価値のある鉱山であるというふうな場合に、これを保護するというようなことを

を考えておらないのか。六十日間の空白を置くというところは、その間に落盤とか、地盤の崩壊、いろいろな問題が起って、せっかくそこが重要な鉱物であって、相当のものを産出して採掘しておったにかかわらず、取り消されたければならないという事態になった、そういうような場合に、一体これを保護するものは何か、そういうことについて伺いたい。

○福井政府委員 お話の点はごもっともな点があると存じますが、実際問題としては、それほど問題になるようなことは起きなからうかと存じております。ただいま先生のおっしゃいました点は、結局は現行法第五十五条に、各種の違反問題がございませぬときに、その取り消しをする、こういう規定があるわけにございまして、この問題になつてくるわけにございまして、実際問題としては、これを取り消しました場合に、そういう重要な鉱山について起きるといふようなことはなからうかと思ひますが、現行法では、この五十五条で取り消しました場合の跡始末というものは、これは鉱業権者が全然なくなるわけにございまして、何らの規定をいたしていないわけにございませぬ。

○加藤(鑛造)委員 ちょっと聞き取れなかつた点がありますが、そういう保護をするとか、あるいはまた災害を防止するとかいふような処置が考えられないかと思うのですが、これは重大な欠陥ではないかと思うのですが、もう一べん説明して下さい。

○福井政府委員 現行法の五十五条に、通商産業局長が、一定の場合に鉱業権の取り消しを得ることになつて

おるわけでありませぬ。従いまして、取り消しをいたしますと、そこには鉱業権者がなく、こういうことになりまして、それに対する保安上の措置、こういうようなことは、法律の建前上触れるのもおそろしくなかなからうかというところで、現行法では何ら触れていないということだと思ひます。

○加藤(鑛造)委員 私は取り消しをしてはいけないというのではなくて、悪質な鉱業権者に対してはもっと厳重にやつたらよからう。最近、取り消しについて先ほど承わりましたが、あまりやつておられないようで、明確な御答弁はありませぬでした。最近私は新聞で見ますと、亜炭業者で一件取り消しが行われたものがあつたようですが、従来あまり行なつておられないようです。私は悪質な業者に対しては、どうやらやたらいい。ただそれをやつて六十日間の空白期間を置く場合に、いろいろな問題が起つてくる。そうした問題に対するところの適当な処置というものがあるかといふ点で、少し無責任ではないかといふ点を言つたわけですが、それは今お話によると、そういうことは考えておられないということでした、それはそれでいいですか。

○福井政府委員 鉱業権の取り消しの問題につきましては先ほどお答え申し上げましたが、件数としては大体百五十件くらい、過去において取り消しをいたしておるようでありませぬ。なおこれは大部分が、鉱業権を持つておりました方が、鉱業権を行使するに当たって、施業案違反で取り消しをいたしましたのは、ただいま先生の御指摘になりました亜炭鉱

山について最近一件例が出たという程度でございませぬ。この取り消し後の保安の問題につきましては、ただいま申し上げましたように、現行法におきましても何ら触れていないわけにございませぬ。ただ今回改正案でお願いいたしておりますのは、この取り消しを受けた者がさらに首を出してくることに、不徹底ではあるけれども、ほかの者にもその取り消しを受けました当該地域について出願のチャンスと同様に与える意味で、六十日間という期間を置いた、こういうことであります。

○加藤(鑛造)委員 時間がないので、あまり一つの問題で議論しませんが、私が常識的に考えて、従来の法律ですと、すぐ次に出願する。鉱物が重要な資源であるとなれば出願する人があつても、また重要な鉱物であれば、政府もすみやかに許可もされるでしょう。ただ今度の六十日間という空白があるとすれば、やはりその間は全然だれにも責任がないといふこと、これは直ちに次の出願ができて、やはり許可までには空白があるのだから大した違いはないといふ考え方もしれないけれども、しかし、それがもし重要な資源であるとすれば、その間の空白で失うものがあるような場合は国家的な損失ではないか、そういう点から私は質問しておるわけなんです。その点はどうか、重要な資源を守るといふことではないか。

○福井政府委員 仰せのような事例の場合には、もしそういうことが発生しますれば、そのような懸念が確かにありますと存じます。ただ実際問題として、先ほど申し上げましたように、そ

ういふ問題はほとんど起きないであらう、かように考えております。

○加藤(鑛造)委員 それから最近、実際問題として各地に起つておる問題だから伺ひますが、地上の公益企業と地下資源との関係ですが、たとえば電源開発、発電所等を開発する場合に、関係地域であるといふようなことで、相当重要な地下資源があつて鉱区を申請しても、許可されないような事例があるように思ひますが、これは法的な根拠はどこにありますか。あるいは私の不勉強のためかもしれませんが、一つ承わりたいと思ひます。

○福井政府委員 電源開発の地帯と鉱山の開発との問題につきましては、地域がよく競合いたしますような事例が確かにあるわけにございませぬ。ただ電源開発の予定地に新しく鉱業権の出願がある場合にございましては、両者の関係をうまく調整をするように指導をいたしております。

○加藤(鑛造)委員 そうすると、それは何ら法律や省令によらず、ただ利害関係に基いて両者の調整をするというだけですか。実はその関係というものが非常に末梢的なものであつても、これは電源開発の地域である。たとえば湛水区域の非常に末端であつて、そこで開発しても、実際にはほとんど工事に関係のないような場合であつても許可しないといふようなことが、往々にしてあるように思ひますが、その点もう一べん伺ひたい。

○福井政府委員 そういう具体的事例につきましては、私どもの方と公益事業局と十分打ち合せをするようにいたしておりますが、御承知のように、その前段階といたしまして、鉱業権の

認可は通産局長がいたしておりますので、通産局の鉱山部と公益事業部とよく打ち合せをいたすように指導いたしております。

○加藤(鑛造)委員 それではさらに保安法の関係について、保安監督の方に伺いたい。

まず第一に、この施業案を許可する場合に、二重監督の関係にあるわけですが、施業案を許可するものは通産局でしようが、保安監督部長は一体どの程度それに発言権を持っておられるか。当然意見を述べることができるとは、協議もせられるであろうと思いますが、しかし私の見るところによりまして、保安監督部長の発言権は非常に弱いような気がしますが、その点どうですか。

○小岩井政府委員 もちろん施業案の認可に当りましては、通産局長が認可することになっておりまして、施業案が出ますと、通産局長から監督部長の方に協議がございまして、監督部長の方の力が弱いというお話がございましたが、もちろん通産局長に比べますと弱い感じはいたしますけれども、施業案の中の保安に関する事項につきましては、監督部長が責任を持って内容を見ておるわけでありまして、もちろん認可するのは通産局長でございますから、通産局長といたしましては全般の責任を負わざるを得ないということで、二重の内容審査というようになっております。たゞいま申し上げましたような保安に関する事項については、全責任を持って協議を受けておりますので、監督部長の意見が通産局長によって曲げられるというような場合は、もうほとんどございませぬような状態でございます。

○加藤(鑛造)委員 あなたの御説明の通りならばよろしいけれども、何と云っても役所というところは、局長と部長との関係は、やはりその発言権の強弱ということになって参りますので、従来どうも監督部長の発言が弱いというところから、施業案のずさんという問題になってくるように思うので、その点は、監督部長は監督部長としての責任を十分に果たすように、督励をお願いして考えておるわけですか。

それは当然鉱業権者の責任でやるわけですが、しかし、特に中小企業の場合には、鉱業権者が力が弱いために、なかなか徹底的に適當な措置がでないというようなことがございまして、そういう場合に、この第一の責任を国において行おうという考えを持たれないのか。特に鉱物資源を災害から守るという点から考えても、そういうことが必要であると考えますので、救出命令を鉱業権者にするだけでなく、被害者の救出は国の責任において行う、こういう考えを持たれないか。

○小岩井政府委員 災害が起きた場合の一切の責任と申しますか、特に罹災者救出の責任は、全面的に鉱業権者にあるものであるというふうに考えております。しかし、実際の場合におきましては、鉱業権者がきわめて零細でありまして、人員の点につきましても、資材の点につきましても、また技術的な救出方法につきましても、不十分な場合が間々ございまして、特に監督部長が、必要のある場合には、鉱業権者に適切な救出命令ができる、必要

な措置を講ずるよう命令することができようにいたしたわけでありまして、これをすべて、鉱業権者の力が弱い場合に、国でもってこれを代行してやるというところは、多少困難ではないかというふうに考えております。

○加藤(鑛造)委員 そこで、この改正案の中に、「必要な措置」とか、「必要がある」と認める」というような抽象的な言葉で表現されておりますが、この「必要な措置」というのは一体どんなことか、「必要がある」と認める」というような、その基準をお示し願いたい。

○小岩井政府委員 もちろん現在基準というものは持っておりません。これを必要と認めた理由は、この六月二十八日でした小牧市の小泉炭鉱で、縦坑の坑壁の崩壊事件がありました。たまたま縦坑の坑壁がくずれまして三人ばかりの中に閉じ込められた。ところが初めはその崩壊した区域は直したものでありますけれども、直る直前にまた他の部分が崩壊しまして、だんだん手に負えなくなってきた。初めは二回目で救出の見込みが立っておったのでありますが、あとからあとからくずれた関係で、二日が三日になり、四日になり、このままではとうてい助からぬ、せつかく生きている中の人間を殺してしまおうというような事態に立ち至りまして、通産局、鉱山保安監督部も見るとおるわけにいかない。もちろん命令してしましても命令の実行がでないという事態になりまして、実は通産局監督部で責任を持って始末をつけて六日目に無事に救出したという事例があったわけでありまして、この例ばかりではございませぬで、私どもの考えておりますような適切な救出の措置が十分に講

ぜられない場合がままございまして、こういうような場合には、どうしても救出の措置につきまして具体的に命令ができるという必要を痛感いたしましたので、この改正をいたしたわけでございますが、どういう基準のときに出るかという点につきましては、監督部長の認定によるという以外にはないのじゃないかというふうに考えております。

○加藤(鑛造)委員 侵掘が行われて、そのために災害が起ったというようにすることについては、侵掘の停止とか閉鎖を行おうということですが、私はそれだけじゃ不十分じゃないかと思う。その前に先ほど来申し上げておる、あなたも今後強化すると言われたが、監督の強化という問題がなければならぬと思ふ。その監督の強化というところは単に施業案だけを機の上で見るといふことだけでなく、実際に現地の監督、特にそうした災害が起る可能性のあるところの鉱山に対しては、坑道の中に奥深く入って、十分に監督、査察をするというふうなことが実際に現行で行われているかどうか。私の聞くところにおいては、現地については聞いてみますとそういうことは行われておらない。特に危険なところはだれでも入るのはいやですから、外から聞いてみる程度で、危険だと考えられるような鉱山について、坑道の中まで入って厳重な監督をするというふうなことは、実際に現行で行われておらないように思ふわけですが、その点あなたはどういうふうにお考えになりますか。

○小岩井政府委員 ただいまのお話は、大へん重大なお話でございまして、私どもの方で巡回監督に参りまして、坑内を見ないというところは特別な場合以外にはございませぬ。もちろん坑外の特例の問題で巡回する場合もございまして、ボタ山の巡回であるとかあるいは堆積場の巡回であるとかございまして、大半は坑内の巡回に最重点を置いておまして、山に参りまして坑内の監督をやらなかつたというところは、あるいは先生一、二の実例としてお聞きになったかも知れませんが、私どもは監督といたしまして、かようなことは絶対にないというふうに考えております。

○加藤(鑛造)委員 局長は口をきわめてないとおっしゃるけれども、事実行つて聞いてみますと往々にしてあるのです。私の言うことが一、二の例であつても、私は重大なことだと考え。その一、二の例がおそらく最も鉱害の起りやすいような危険な鉱山だといふことになりはしないかといふことを私は心配して、そういうことを申し上げておるのです。これは私は希望として鉱害の頻発しておるところの現在では、特にそういう点では注意されておると思ひますけれども、鉱害が遠のくとまた手がゆるめられるということになりはしないかといふことを私は心配するので、特にこの点御注意を申し上げておきます。

それからもう一つ、これはあるいは希望になるかも知れませんが、特に中小鉱山、たとえば炭鉱、亜炭鉱というような災害の頻発する中小鉱山の場合に、一番欠けておるのは保安設備、あるいはまた災害が起つた場合の防除するところの、たとえば人的な災害が起つた場合にこれを救出するといふようなことについての設備、機械、器具

というようものが非常に不備だといふ点で、一朝人命に關する災害が起つた場合に救出が非常におくれる。これは先般米類産した岐阜県の御嵩地方の災害の場合にもしばしば逢着した問題なのでございますが、こういうものについてこういう設備をする場合に、またする場合同じくも積極的にその業者にその設備を持たせる、たとえば協同組合のあるところは協同組合に持たせるとか、こういうことを強制的にやらせる必要があるのではないか、そういう意思があるかどうか。それからまたその場合に政府はある程度の補助金を出してでも、そういう設備を持たせる必要があると考えるが、局長はどういうふうに考えられますか。

○小岩井政府委員 災害が起りました場合には、もちろん大手の鉱山におきましては自力でほとんど解決いたしております。中小の場合にはなかなか自力でできない場合がございまして、実際の問題といたしましては、変災が起りますと、ほとんど近辺の鉱山は見るに忍びずといふことで、あらゆる面の援助をいたしております。たとえば爆発が起りますれば救護隊も参りますし、出水が起りますれば、もちろんポンプでもパイプでも近辺から皆で得る援助はいたしております。自然にお互いの助け合いというふうな形ができておりますが、特に過般の名古屋の変災におきましては、やはり近辺から相当の人員の援助あるいは器材の援助というふうなものは、特にわれわれの方で頼みませんでも、近くの鉱山からお互いに助け合うというふうな実情で、何とか間に合う場合が多いのでありますけれども、しかなかなか間に

合わない場合もままございますし、従いまして名古屋地区におきましても、最近鉱業組合で適当な資材、ポンプ、パイプといったような、一たん事故の起りました場合の資材を、組合で置いておくというふうな構想の実現ができておいて、わずかな金額ではありますが、まともな国の方も一部出しまして、またまたたけでございまして、現在九州の中小におきましても、やはり変災の起りました場合にはいろいろな器材が入用になり、特に最近の例で見ますと、東中鶴の場合でも、ポンプでもパイプでも近所の炭鉱から非常に多く参りまして、実は余るくらい来ておりますが、実際に使えるものが比較的少いというふうな事例もございまして、最近九州地区の中小だけで、特に変災が起きた場合の器材を前もって共同でたくわえておくというふうな構想で、目下検討を進めております。考え方としては法で定めるといふよりも指導で、なるべくこういふ方向に持っていくといふふうな考えであります。

○加藤(鐵造)委員 北九州等の大炭鉱地帯における場合と、中小業者ばかりの亜炭地帯の場合とは状況が違ふと思う。亜炭地帯等における災害の場合に、そういうものがすぐ間に合ったという例は今まで少いのです。だから私は申し上げるのであつて、わずかばかりの金でもとおっしゃらないで、できるだけ一つ補助金をたくさん出してやつて、必ずそういうものを備えさせておくといふふうな指導願ひたい。これは強く私は要望いたしておきます。それから時間が来ましたがこれによめませんが、私は一つ最後に労働省に

伺いたつたのですけれども、これは非常に重要な問題ですから、通産省関係でも、一応頭の中に入れておいていただきたいと思ひます。特に中小炭鉱の場合ですと、労働組合というものが無いのです。また作ろうとする経営者側がこれを圧迫して作らせない、こういうことが非常に多い。それはときに労働組合が激しい争議をやつて、経営者がこりて労働組合がない方がよいといふような考えになつたといふこともあるでしょう。しかし私が特に亜炭地帯で現地に於いて痛切に感じますことは、一つの鉱山の中において労働者の相互の十分なる連絡を行つておる組織がないために災害が頻発しておる、起らなくともいふ災害が起つておるというふうな例も実はあるのです。と申しますのは、何と申しまして中小企業者の鉱山等では、請負制度で少しも有利なところで採掘したいといふ考えから、危険なところの採掘をしたり、また侵掘をしたりする場合があるのです。そういう場合にその鉱山に働く全従業員がその事実を知つておれば、そういうことを行かせない、お互いに危険だからとやう、こういうことでお互いに戒め合ふといふ場合があるのです。たとえば昨年起りました森山炭鉱では隣坑の近くに侵掘をしていつたために、廃坑から水が流れてきた、ところがそこで採掘しておつた連中は、危険と見て直ちに避難してしまつたけれども、その下で知らずに働いておつた鉱夫が犠牲になつて、多数の死亡者が出た、こういう事実があります。こういうことは労働組合等の組織があれば十分お互いに戒め合ふ、だれでも命が惜しいのですから戒め合

えるのに、そういうものがないために従業員同士の連絡というものは全然ない、わずか三十人ばかりの従業員で、だれがどこで掘つてゐるかといふことを全然知らない、危険なところを掘つてゐるといふようなことも知らないといふようなことから起つてくる災害が間々ある。これは労働省に關することです。それから以上申し上げませんでしたけれども、そういうような問題を考えますときに、中小炭鉱の経営者が労働組合を頭から毛ざらひして、そして圧迫するといふようなことのないようにした方が、かえつて鉱山保安の上からいつてもいいのじゃないかといふことを私は考えるので、これは労働省の問題ですが、県の労働課とか、地方の労働事務所等に労働省からそういう点についての適切な指導をしてもらいたいと思ひます。これは通産省あるいは地方の通産局としても、十分に心得ておつてもならなければならぬ問題だと思ひますので、この際申し上げておきます。

それから二重行政について労働大臣にお伺ひしたいと思ひましたが、おいでになりませんので、一応そういう点を保留いたしまして、これで私の質問を終ります。

○長谷川委員長 午後二時まで休憩いたします。

午後一時二十四分休憩

午後二時三十分開議

○長谷川委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。大矢省三君。

○大矢委員 この鉱山保安法に關する基本的なものの考え方について二、三お聞きしたいと思ひますのであります。この法律は二十四年に制定されました。第一條にうたつておられますように、第一は労働者を災害から守るといふこと、それから鉱物を合理的に開発するといふことが目的であることと明らかなつておる。そこで第一にうたつてゐること、労働者を災害から守るといふことならば、所管はおのずから労働省でなければならぬ。と申しますのは、生産計画をする場合に、鉱山局もまた通産省も、日本の重要な一つの基幹産業として、どうしても計画的に生産しようといふところに重点を置き、そこに全力をあげる。特に戦後の石炭の重要性、あるいは鉱物その他の重要性にかんがみまして、どうしてもこれに力を入れるから第一にうたつてゐるところの開発の原動力である労働者を災害から守るといふことを、どうしても軽く見る傾向がある。私は、何をさておいてもこの目的を達成するためには、いわゆる労働者を第一義的に考える、その考えがあつて初めて生産計画も成り立ち、あるいは合理的に開発することもできるので、私は、私は当然労働省にいくべきことだと思ひます。二十四年の當時議論になつたのであります。当時どうして通産省に置かなければならぬといふ意見の強かつたことは、一貫した生産計画をやるためには、第一資材を必要とする。特に坑内の落盤とか、いろいろな災害等については、やはり施設に非常な資材を要する。それは生産計画と一緒に立てなければ、ほんとうに労働者を災害から守ることができない

のだ、むしろ資材が非常に入手の困難なときは、当然通産の一貫したあれでなければならぬという強い意見で、結局は通産省の所管になった。ところが労働省には労災保険があり、基準法があるのだから、こうしたいわゆる大切な人間を対象とした法律が、一貫した労働政策として有効的に適用されることは当然だと思ふ。しかし今日こういうように情勢が変つてゐるのに、依然として監督官が通産省に所属してゐるが、むしろ労働省は労働者の保護の立場に立つておるところの独立省でありますから、労働省の所管にすべきである。私はこれがあるべき姿だと思ふ。ところが、今日なお通産省に置かれてはならぬという形が果してふさわしいのか。当時と事情が違つております。この機会にどうしても明らかにしなければならぬのは、労働省に切りかえる意思がなければその理由、あるいは場合によつては切りかえてもいいと考へてゐるのか、その点をお聞きしたい。

○小岩井政府委員 保安関係の一番大きい目的は、人に対する危害の防止であります。その点で、かねがね労働省に移したという話も従前たびたび出たことは事実でございます。しかしながら、私どもの方で考へておりますのは、一般の工場、事業場と鉱山の場合とは違ひまして、特に坑内作業が主体でありまして、全然外から見えない。しかも作業の箇所が刻々によつていく。特に石炭のときにおきましては、現在長壁式で、きのう掘つたところがきょうはつぶれてしまふといふふうで、刻々作業箇所が變つて参るわけでありまして、従つて生産と保安とい

うものが、ほとんど一体となつていなければ、完全な操業ができないという点で、労働省移管を強く反対して参つたわけでありまして。もちろん今のお話のように、資材の点も通産省でまかしてゐるという時期もあつたかも知れませんが、一番大きな点は、特に生産と保安が切り離せないという鉱山の場合作業の特殊性を考へまして、通産省に置くことを強く主張したわけでございます。

○大矢委員 御承知のように、基準監督官は地方にすつと配置されてゐるのだから、労働省へいつたら生産と切り離れるということはない。むしろ経営者とか、鉱業権者といふわけの通産省の鉱山局その他と一緒になつてゐるに、嚴重な監督ができてゐないと思ふ。私は監督が十分でないと思ふ。それでなければ監督がきぬと言われぬのはおかしい。むしろ自由な、独立した立場に立つて初めてできる。各地方には労働省の基準監督官がちゃんとあるのだから、あなたたちのやつてゐる監督も、そこで独立してやれば、所属はどちらであらうと、生産と一体にないはずはない。もちろん生産のこの考慮のない監督はないのです。これではどうして片寄りやすい。それに重きを置いて、十分なる独立した監督ができてきぬから、労働省が所管して、独立機関でやるべきだと思ふ。今あなたのおっしゃられるように、生産とマッチしないので勝手にやれといふのじゃないのです。独立することによつてほんとうの權威ある監督ができるという考へにおいて、私はこのことを強く言うのです。特に労働者

はそれを非常に希望してゐる。今のままだではほんとうの監督はできない。だから基準法なり労災なりその他の、ほんとうに一貫した労働政策として、労働者を災害から守るには、当然労働省の所管であつてはいいというのがあるが、労働者みずからの強い希望です。それは制定当時も強く言つた。ところが当時は、いざというた實際上の問題として資材の確保が困難だから、そのうすると保安の問題も第二義的になつて非常にお留守になるから、かえつて労働者のためによくないといふので、やむを得ず承知した。しかし今日では、今言う通り事情も違つて、資材も確保できるし、そして今労働者も希望するので、労働者の一つのサービス機関としての労働省にこの所管を移すといふことは、何らの不思議はない。もし労働省に移して、一体監督にどういふ困難と矛盾があるのか、労働省に所属すれば、生産といふは、いわゆる計画にどうしてマッチしないのか、どうも通産省の方がいいのだといふことを、もっと具体的に説明してもらいたい。

○小岩井政府委員 現在石炭局、鉱山局、鉱山保安局と三局ございまして、もちろん従来は鉱山局一本でございまして、鉱山局で石炭も、金属も、石油も、あらゆるマイニングの關係を、生産も保安も一緒にやっておつたわけでございます。従つて長い伝統がございまして、保安といふものも生産と一体となつた行政を、ずっと長い間続けてきたわけでありまして、戦後鉱山保安局ができましたのも、たしか二十四年の八月に鉱山保安法が実施されました、これが一般の鉱業法から分れて、

保安局も独立して、保安法の施行に當るといふ工合になつたわけでありまして、従前の長い伝統で、切り離すことがかなり困難な実情にやつたわけでありまして。理論的に労働省がいいか通産省がいいかといふ点につきましては、なかなか議論のむすかしい点があると思ひますが、通産省が現在やつておりますおまな理由は、従来からの長い伝統と経験で、生産と保安が、今直ちに切り離して十分に効果の出る態勢ができるかどうかといふ点にかなりの疑義がありまして、現状に落ちついてゐるような次第であります。

○大矢委員 伝統だそうだからやむを得ぬのだといふのは、実に薄弱な理由だと思ひますが、これは今後時代も變つたし、一つ十分考へていただきたい。

それから説明書の中に、非常に生産が高まつたが、死亡者が減つたといふのですが、一体死傷者といふのは一年にどのくらいあるのですか。最近一、二年でけつこうです。

○小岩井政府委員 石炭の關係で申し上げますと、三十二年には死亡者は六百五十三名、重傷が二万二千八百四十名、輕傷が三万三千七十七名、全体の罹災者、死亡を含めた死傷者と申しますか、それが五万六千五百六十六名、これは三十二年の石炭の総計であります。これは金属もそのほかの石灰石も石油もその他全部寄せたものもございまして、統計表が御入用でしたら、別途に詳細なものを差し上げたいと思つております。石炭の災害が一番多い關係で、石炭だけを申し上げておきます。

非常な努力をして、経営者との協力によつてやつたその結果が減つたということでありまして。決して監督が効を奏した、私はもちろんそれだけではないと思ひます。私はそういう非常な組合の協力によつて、この件数が減つたと思ひますが、そういうことはお認めになりませんか。

○小岩井政府委員 もちろん私どもの努力だけであるといふことは絶対に考へておりませんけれども、災害が、保安法ができました当初から見まして、全面的に非常に大きく減つておる。なお、特に私が一番指摘申し上げたい点は、戦前には、炭坑の爆発だけを考へまして、国内で一番大きいのが方城の六百数十名、そのほか四百人、三百人、二百数十人といふのが非常にたくさん出ておりました。しかしながら、戦後に百人以上の爆発災害を起した事例は一件もございせん。六十名の炭坑の爆発災害がございまして、けれども、これは非常に大きい例でございまして、戦前、戦後に比較いたしますと、百人以上の爆発災害は一件もございません。こういう点から申しましても、技術的な改善は確かに非常に大きな効果を上げておるといふことが言えるのじゃないかといふふうに考へております。もちろん、私どもの監督の努力だけで、こういうような成果が上つたといふふうには考へておりません。いろいろ鉱山の關係者全部の協力によりまして、こういう成果が上つてきておるといふふうに考へております。

○大矢委員 それからこの法案を通じて一貫して私も感ずることは、監督を嚴重にするということが主たるねらいであります。それでありましてなら

ば、監督官の人員の増加ということが当然起り得る。さらにそれに伴う予算というものがなければ、この法律のほんとうの意義といえますか、ねらいを完成することができないと思ひます。その点は、人員は幾らふやすのか、予算が幾らふえるのですか、その点一つお聞きしたい。

○小岩井政府委員 保安の監督の点でございすが、現在二百名余りの監督官が全国におります。私の方の予算は、何も膨大な予算を要求しなくても十分にはまかなえるわけでありすが、最近の予算の要求の状況を見ても、はつきりわかるのでありますが、あまりたくさんな予算は毎年要求いたしておりません。過去数年の簡単な例を申し上げまして、たとえば監督の旅費につきましては、三十一年には二十九百万円ばかり要求いたしておりましたが、二十四百万円にいたしておりました。それから三十二年には三千百万円ばかり要求しまして、二千五百万円ばかりもらってあります。それから三十三年には三千六百万円余りを要求しまして、二千五百万円もらっておるといふうちに、ほとんど毎年似たような旅費をいただいております。要求もあまり変わっておりません。そうたくさん金は要らないのであります。私どもの要求しておる程度の旅費がいただければ十分には監督ができる。この巡回監督というものは非常に苦しいものでありまして、一々進う坑内を見ます関係で、監督官の中でも罹災する人間が出る場合がございすが、私も入りましたから、もうすでに三人なくなっておりまして、非常に危ない仕事でございすが、従って一人が月に何日

も巡回をやるということとはなかなか困難でありまして、おのずからそこに限度が出てくるわけでありすが、私どもの予算といたしましては、三千数百万円もいただければ十分に監督ができるというふうな考え方をしております。現地でどのような考え方をしておりますか、といたしましては、この監督の予算といたしましては、その莫大な予算は必要としない、そういうふうに思ひます。

人員の点は、今二百名でやっておりますが、来年度は三十人ばかり、実際は二十八名の数字が上っておりますが、大体三十名ばかりの監督官の増員をいたしまして、監督の強化に当りたい、かように考えております。

○大矢委員 それからこの説明書の中にいろいろの例を掲げてありますが、この「侵掘」というのと「盗掘」というのはどう違うのですか。

○小岩井政府委員 簡単に申し上げますと、「侵掘」と申しますのは、鉱業権を持っていないが、他人の鉱業権の鉱区の中に入り込んでいくのを「侵掘」と言うわけでありすが、「盗掘」は、全然鉱業権も鉱区も何も持たずに人の鉱区内の炭を掘るといふのが「盗掘」であります。

○大矢委員 そうしますと、この「侵掘」といふのは、鉱業法の違反として取締りの対象にならないのですか。

○小岩井政府委員 これは当然対象になります。

○大矢委員 そうすれば、わざわざ、こういう法律を作る必要はないじゃないですか。それで取締りが十分できるなら……どうしてこういう法律をこしらえて、鉱業法で当然取り締まるべき

ものを、こういう法律で明らかにしなければならぬのか。その理由を一つ聞かしていただきたい。

○小岩井政府委員 これは仰せの通りに、鉱業法で処置をつけますのが建前でございます。しかしながら最近の例であります、九州の東中鶴炭鉱という粗鉱炭がございまして、ここで変災を起した例でございすが、たまたまこの災害が起ります数日前に、監督官が現地の巡回監督に参つたのであります。そして侵掘しておりました事実もはつきりわかつておりましたのであります。しかしながら当方といたしましては、保安法と鉱業法は姉妹法の関係にありまして、保安法は正当な鉱業に對して保安法を適用するという方針をとっておつたために、鉱務監督官に對しましては侵掘区域の保安は見る、端的に申し上げれば、侵掘区域に對しては監督をするという根本方針を通じて監督しておつたわけでありすが、従つて監督官としては侵掘はいたしておつた事実はわかつておりましたけれども、戻りまして通産局長に連絡をいたしまして、鉱業法を援つておりました通産局長から処置をとつてもらつたという方針でその通りやつておつたのであります。その通産局長からとめます前に、処置をつける前に、その間に変災が起つてしまつたわけでありまして、その点で国会で強い指摘を受けまして、それはけしからぬじゃないか、監督官が現場へ行つておつて侵掘の事実も知りながら、直ちにそこで処置がとれないといふのは法の不備だ、改正をしたらどうかといふ強い御意見がございまして改正をいたしたわけでございます。

○大矢委員 盗掘についてはいろいろ監督を厳重にして、先ほどの答弁を聞いておりますと百八十件もやつたといふことですが、最近侵掘といふのはどのくらい数字があるのですか。今おっしゃる通りに、それを当然認めておつても、あるいは局長に言つても、それはどうすることもできぬからこれが必要である、こゝ言われるが、一体どうして侵掘をそのままほうっておくことができるのか。鉱業法で当然侵掘は監督ができるはずで、最近特に大きな災害といふものはこの侵掘から起っているという。でありますから、これを取締りができぬといふはずはない。だからして、どうしてもこれを新しくこしらえるというならば、こゝいう実例があつた——一例でなく、たとえば実際に侵掘といふのは何件くらいあつたのか、その実例を一つ示していただきたい。

○小岩井政府委員 ただいまの御質問でございすが、侵掘につきましても、法律上から申しますと、鉱業法第七条の「まだ掘採されない鉱物は、鉱業権によるのでなければ掘採してはならない。」この規定が当るわけでありまして、鉱業法から申しますと、鉱業権がなければ掘採してはならないという規定の違反になるわけでございます。従いまして、保安法で規定いたしておりますものは、保安上の見地からでなく、単に法律秩序の見地から罰則を課しておる、こゝいうことでございまして、これを保安上の見地から取り締りますために、鉱山保安法の改正案を今回お願いいたしておるわけでございますが、この侵掘の例を見ますと、金属山につきましてはほとんどございせん。問

題の出すのは石炭山でございまして、大ざっぱな数字でございすが、三十二年度の件数を見ますと、北海道で侵掘が約二十件、常磐で十件余り、それから山口で五件、九州で約六十件といふようなことでございまして、大体百件程度のものが行われております。ような統計が出ております。

○大矢委員 それからこゝいう災害に對して資力の不足のために適切な措置が講ぜられなかつた場合には、また国なりあるいはその他第三者によつて、これを行わしめることができるというのであります。そうなりますと、鉱業権者が責任を非常に軽く考える。自分は資本が足りないのだから、こゝいう能力がないのだからして、国がこれをやってくれるといふことで軽く責任を考へるようなおそれがないかどうか。当然責任を負わなければならぬといふこと、いま一つは、こゝいう規定をやらなくたって、先ほどの御答弁にもありますように、近々の同業者、鉱業権者がこぞつてこれに對して協力しているんだ、またそうなければならぬ、従つてこゝいう規定をわざわざ設けるということ自体、法の權威といひますか、それからいふゆる鉱業権者の責任に對する感じが私は変わってくるんじゃないかと思ひます。この点を心配します。こゝいうことではない、こゝいうお考えですか。

○小岩井政府委員 これは災害が起りました、鉱業権者が微力でできないという場合に、罹災者の救出に適當な措置を講ずるために命令するものでありまして、もちろん場合によりましては、場合によりましてはなしに、国で直接にやるか、あるいは第三者に

国が責任を持ってやらせることになるわけでございます。従って国でやりまされども、結局その費用は国税徴収法によりまして、やはり一応は権者からまた取り上げるといことになるわけでございます。まあしかしそれは実際に払えるかどうかは別でございますが、国が行政代執行でやりますけれども、要しました費用につきましては同じように鉱業権者からやはり返していただくという考え方でございすから、御質問のような御心配はそうないのじゃないかというように考えております。

○大矢委員 その金を出すからして、むしろ、まあ自分の力がなくてこういことができない場合には国がやってくれるのだ、こういうことで、それだけ能力のない、実際の資格のない人がこういうことをやる、しかも新しく国でやってくれるのだというので、安易な考えを持つというおそれが、私はあるのじゃないかと思う。また先ほど私がお尋ねしたところの意味もそうだと思う。鉱業法で監督できぬからして新しく法律をこしらえて侵掘に対しては監督するといふのだから、現に今やっているのは鉱業法で取り締まれない、だからああいう法律を作るのだといつて、堂々とむしろ奨励することになる。これができれば別ですけれども、こういうことで、私はどうも自分らに納得のできないものを、わざわざこしらえる必要は感じられないのです。今の点でもどうなんですか。自分らの力でできないときには国が見てくれる、こういうことを、実際問題として不自由のない——不自由のないというか、ほんとうにみな協力してやっているも

のを、いやそれは国が見るからということわざとこうい法律をこしらえるということは、どういわけなんですか。

○小岩井政府委員 原則的にはもちろん鉱業法の問題でありまして、保安法の方で侵掘した場合にとめられると申しますのは、やはり侵掘区域にあるいは本鉱区の方に危険を及ぼすおそれがあるといふような場合にとめることができるのでありまして原則といたしまして、まあ端的に申し上げますれば、危険がなければもちろん鉱業法でとめてもらうわけでありす。侵掘した場合に何でもかでも保安法でとめるというのではないわけす。

○大矢委員 それからこの最後に、この法律は暫定的といひますか、そういうものであつて、近く相当思い切った改正を行うことを、ただいま検討中であるという説明ですが、しかもその前提として、それは鉱山労働者並びに鉱業権者が順守すべき具体的な問題を研究して、思い切った改正をやるというのです。鉱業権者並びに労働者が順守すべき義務といふのは、内容はどんなものですか。

○小岩井政府委員 最近発生いたしました災害からかんがみまして、特に坑内出水が非常に多かった。しかも坑内出水は侵掘して出水を起すというケースが多かつたために、大きい改正の点といたしましては、侵掘をいたしておる場合に、監督部長または緊急の場合には鉱務監督官が適切な措置がとれるといふふうにきめたわけでありすが、災害防止に関連いたしまして、保安法の方の改正はわずかでありすけれども、これに関連いたします保安規則の方には、かなり広範囲に改正を検討いたしておるわけでありす。そのおもなものといたしましては、出水の点について考えまして、今坑内実測図あるいは古洞の状況を念に調べると申しましてもなかなか簡単には参りません。長時日かかりますので、現在古洞がわかつております場合には、それから五十メートル手前からは、もう先進穿孔をやれといふふう規則できめてあるわけでございます。これも実際にこういふう規則にきめてありまして、いろいろな事故が起りましてあとで調べてみますと、百五十メートルも二三百メートルも図面では離れておりますけれども、実際にははなつておりました。測量がはつきりできておりました。距離がはつきりしておりました。場合別でありすけれども、そうでない不確かな場合には、二百メートルくらいから先進穿孔をやらせるように規則の改正をやりたいという点が多々あるわけでございます。これは一例でありすが、あるいは最近の爆発の例におきまして、坑内で電気関係の修理をいたします。この修理の仕方也非常に切羽に近いガスの多ありそうなどころで、しかも修理の扱いが非常に不適当な扱い方をしておるようなケースが非常に多かつた関係で、坑内で修理する場合のこまかい規定を一つ検討しようといふことで検討いたしております。それから落盤につきましても、従来は一般の坑内規格というものはきめてございすけれども、断層があつたり褶曲があつたり、そういう特殊な地帯につきましてはなかなかはつきりきめてございせん。こういう特殊な地

帯の支柱については、特別な考慮を払うような義務規定も設けたいという点でいろいろ検討いたしておるわけでありす。そういう保安法の改正に伴つて災害防止の見地から改正を考へております点をそこに申し述べたわけでありす。

○大矢委員 保安規則の相当思い切った改正というのは、いつごろ行われるのですか。

○小岩井政府委員 初めは保安法改正に伴うごく小範囲のものを考へておりましたが、この機会に災害防止の見地から少し変えた方がよろしいと思われる点をかなり広範囲に考へておりますので、できますれば年内にやりたいと考へておりますけれども、場合によりましては来春になるのではないかとはいふに考へております。

○大矢委員 大体私のお聞きしたいことはこれだけでありすが、この法案を一貫して第一、第二第三の理由をあげてあります。これはことごとく監督を嚴重にすれば行える、または災害の場合において現実において行われておるところのもので、何らの不自由を感じない程度のものである。ことに侵掘の問題なんかは当然鉱業法によって罰をこしらえなければならぬほどの理由が、私ども見当らないのでありす。毒にもならないれば薬にもならぬが、なきよりはましだ、その程度の法律で、私も今お聞きをしまして、また多くの質問者への答弁を承わつておりまして、これはどうも法案として臨時国会に出さなければならぬ急を要する適切な法律でないと思へております。しかしながら、今申しましたよ

うにいろいろな点で完璧を期するといふ意味ですが、私は第一に特に監督を嚴重にする、独立した監督部の権威を一そう高める、今聞きますと来年度は三十人の監督官をふやすといつておりますが、もっとあつてもいいと思ふ。大いに一つ監督を嚴にしてこの目的の、災害から労働者を守る、あるいは重要な基礎産業でありますから、これらの合理的な開発を行うといふことに對して、一そうの努力を希望して私の質問を終ります。

○長谷川委員長 伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 高橋通産大臣に石炭の不況対策の四、五点についてまず先にお伺いしたいと思ひます。御存じのように昨年の秋以来、経済界が非常な不振に陥りまして、特に石炭産業の不況が深刻であります。貯炭も九月末現在一千万トンになつておるといふのであります。従来から冬場になれば需要期として非常に好転するのでありますが、今年はそういう見込みも全然ないといふ状態である。そういうところから、先月大手炭鉱を初め中小炭鉱もこの下期当初計画を一〇%減産をするといふ生産制限をきまして、さらに大手はこれを改正して一五%減産をするといふことをきめたやうであります。こういう点から見ていかに炭鉱界の不況が深刻であるかといふことは、あえて申し上げるまでもないと思ふのであります。従つて、これから影響してくる点から炭炭では完全雇用の問題をひきつけて、業者側の回答いかんによつては相当深刻な争いが展開されるということはお火を見るよりも明らかになつておるのであります。従つて、政府の方ではこの減産関係からどのくらい失業

者が出るという計算を立てておられるか。またその失業者に対して政府はどのように就職のあっせんを考へておられるか、あるいは経営者側にこの際減産をしても失業者は出さないようにしろというようなこと等警告をしておられるかどうか、そういう点等もあわせて伺いたいと思います。御存じのように、八、九年前と現在とを比較いたしますと、炭鉱労働者は約二十万人近く炭鉱から去っております。四十六、七万おりましたのが現在では二十六、七万くらいではなからうかと思ひます。わずかの間に炭鉱労働者二十万も炭鉱から追われて失業しております。私はこれをどう思うように思っております。炭鉱労働者は非常に働いて、その結果二十万人炭鉱から追われながら、人員は減りながら、生産の方は二十万トン以上も増産いたしておるのであります。これは驚くべき増産といわなければなりません。だから、ミツベチが働いて一生懸命みつをためたが、冬場になつてきたら、ミツベチの経営者がどうもみつを食ふのは惜しいからというので、ミツベチをみんな追い出してしまふというやうなやり方を、炭鉱の現状においては炭鉱労働者はとられておるといっても、あえて過言ではないやうな気がするのであります。それからさらに、これはついでながら申し上げておきますが、非効率炭鉱を三百万トンほど買い取るといふことで、その成果があげられてきておるようですが、ところがそれから一万四、五千の失業者が出ております。これを直接事業団から聞いてみると、約三分の一近くは就職したであろうが、あとの一万以上の、三分の二以上の者は依然として行き場

がなく困つておるということを報告いたしております。ところが買い取り事業団を作るときには、よつて起つてくる失業者は必ず配置転換、就職を政府が責任を持つというのを、ここでしばしば当時の通産大臣も言明をされておるのであります。ところが事實は今申し上げるやうなことであります。こういう点もありますので、この生産制限によつて起つてくる、今お尋ねしよつとして申し上げた諸点について、通産大臣並びに政府の方では、これらの対策についてどういふお考えを持っておられるか、一つ責任ある御意見を聞かせ願ひたいと思ひます。

○高橋国務大臣 この石炭の不況につきましては、御承知のごとく長期計画から申しまして、本年は五千六百万トンという予定のものが、国鉄の方面における消費減退と、大口消費者である電力業界において豊水のために消費が減退したといふことのために、この五月に生産を五千三百五十万トンに減らしました。なお貯炭が非常にふえた。このふえたといふことのために、当時政府といたしましては、特別融資の方法を講じまして、この救済に當つたのであります。引き続きまして、なお消費がだんだん減退する形勢でありますから、さしあたりこれはできるだけ消費者に貯炭をしてもらうといふことについて、大口の消費者等に対し貯炭を勧誘してきたわけでありまして、同時にこの下半期におきましては、石炭の競争の相手になる油の方の輸入を制限するといふことにいたしました。わずかながらでも五十万キロリットルの油の輸入を制限して参つたやうなわけでありまして、さうしながら今、なおかつ

消費は思つたよりもふえない、こういうふうなことからいふと、お説のごとく今日業者の自願におきまして大口一五%の減産をするといふことが、今実行されつたやうなことであります。この結果、このしわ寄せが労働者に行くといふことは耐えきれない点であります。政府は、減産をしてもらうといふことはいいいが、失業者を出さぬやうにしてくれといふことを再三申し入れておるわけでありまして、もちろんそれだけの減産をすれば原価も高くなりたします。経営者として、失業者を出さぬといふことのためにある程度配置転換なり、あるいは作業の方法等も変えまして、採炭の方よりもむしろ坑道を作るといふ方面に配置転換もするでしようが、いづれにしてもある程度労働者の収入が減るだらうといふことは予期されるわけでありまして、そういうことのためにやはり経営者の方でも、ある程度の犠牲を払うわけでありまして、できるだけ協力的にやうていただいて、ここに失業者を出さぬといふことに努力してもらいたいといふことを、政府が申し出ておるわけでありまして、なおさきに実行いたしました三百万トンの不良炭の合理化につきまして、買上機関を作つた、買取事業団を持つてきたといふことのために起ります失業者につきましては、当時政府といたしましては、鉄道方面にこれを吸収すべく、新たな鉄道の敷設計画を立てたいといふやうなことであります。できるだけ石炭において失業した人たちは、ほかの方面に吸収するやうに努力いたしておるわけでありまして、さつき、石炭事業は最初多数の労働者があつたが今減つたといふことで、統計で見ますと

御承知のごとく、二十六年度は三十八万何千人の従業者があらはれたものが、三十三年には二十九万に減つて、そして生産の数量はだんだんふえておる、こういうわけでありまして、もちろんこの能率の増進といふことも今後ますます考へていきたいと思ひますが、その結果、利益は経営者だけが取るというふうなことは断じてやらないわけでありまして、自然、二十六年に比較いたしまして三十三年度における労働者自身の収入も、相当増加するといふことになつてきておるのであります。今後とも増産をいたしまして各個人当りの出炭量がふえれば、それだけ労働者各位にも報いられるやうに努力いたしたいと存じております。

○伊藤(卯)委員 今度の、炭鉱経営者側が減産を行うといふことによる失業者の問題については、今大臣の方から経営者側に、減産をしても失業者を出さないやうに強く申し出られたといふことは、まことに時宜に當つたことで、非常にけっこうだと思ひます。

〔委員長退席、中村(幸)委員長代理着席〕

そこで、業者側はその申し出についてどういふやうな返事をしておるかといふこと。さらに、申し上げたやうに、業者側があつて失業者を多量出すといふことになれば、炭労働側では完全雇用をひきかへてこの回答を求めておりまして、当然争ひが出てくるを得ないといふ結果にも陥ると思ひますが、そういう場合においては政府の方では、今大臣が申されたやうな、失業者を出さないといふ方針等に沿つて、これら争ひが深刻化しないやうに、中に立つてこの解決のできるやうなあつて

ん、努力をしなければならぬといふやうなお気持を持つておられるかどうか、その点をちょっと伺つておきたい。

○高橋国務大臣 ただいまのところ経営者側におきましては、原則的にこちらの失業者を出さぬやうにということについては、承諾しているやうであります。ただ、とにかく先ほど申しました通り、実質賃金においてある程度減るだらう、こういうことは、経営者の側においても損失が出るわけでありまして、これはがまん願わなければならぬと思つております。従いまして石炭減産の結果、ここに労使の間に争ひが起つたといふことに相なりますれば、これは業者自体において解決してもらいたいと存じます。政府といたしましては、ある程度この問題につきましては責任を感じておりますから、できるだけその問題につきましては円満に解決できるように努力いたしたいと存じております。

○伊藤(卯)委員 政府は本年度の生産計画を、大臣御存じのやうに五千六百万トンと見込んで、これを経営者側に指示していたやうであります。ところが最近のやうな石炭の需給関係では、本年度おそろく五千万トンを下回るであらうことは、これは申すまでもないきわめて憂慮すべき事態であることは、先ほど申し上げた通りであります。政府は現在の事態を、そう悲観しなくてもいいといふやうなことで、日本経済の全般的立場から樂觀的なことを大体ずっと放送されてきておりますが、こういう樂觀的な見方は、一体どういふ点においてどういふ見方をしておられるのか。また政府が何らかの手を打つ

て打開するという自信があつて悲観論を押えておられるのか。特に炭鉱の場合におきましても、大臣はさつき貯炭融資とか何とかいふことをおっしゃつておりましたが、とうてい今日のような状態では、貯炭融資くらいでは片づきません。従つて今日思い切つて一割あるは一割五分の減産をしようというところを、業者みずから自願をきめておるようなわけなのです。そこで油の輸入制限をしてみたところでは、今の程度の油の輸入制限などでは、今の貯炭に対して大した効果を現わすことはできないといわなければなりません。やらないよりかいいが、とにかくそう期待することはできないといふことは申すまでもありません。また当初の五千六百万トンの生産は、必要があるといつて非常に自信を持ってやられた。私も何回かこの委員会でも、この生産計画は多過ぎはしないかといふことを、ずいぶんいろいろ注意をしたこともございました。どういふ生産計画の上に立つて、また従つて需要責任の上に立つてやっておられるのかといふことを、ずいぶん聞いたことがありますが、ところが当時は、大丈夫だといつて相当自信を持った答弁をされておりました。ところが現在は今申し上げるようなことですが、こういう一つの見方の上に立つて大臣はどういうふうにお考えになっておられるのか一つ伺ひしておきたいと思ひます。

○高橋国務大臣 政府は必ずしも手放しに楽観論をしておられるのじやありません。一國の産業というものは非常な勢いで伸びる場合と、ある時期になればそれが収束が歩むことと縮む時期がある。これはもうやむを得ないことでありまして、今日のこの不況は先般のいわゆる神武景気なるものによつて非常な勢いで伸びたその余勢をかつていろいろの計画を立てられた。そのこのために今伊藤さんの御指摘のごとく、本年五千六百万トンの数字が出ておつたのであります。これは間違ひである。ことしは無理だといふことで、年度当初においてこれを五千三百五十万トンのかへた。こういうような場合で、そのときどきに手をかえていきなさい、こう存じておるわけでありまして、その意味から申しまして石炭の鉱業も、これはほかの産業と違つて、一応設備をしましなさい、これを減産することもできないし、また一応減産してしまつて設備がなかったときには、景気に応じて急にふやすこともできないために、できるだけその差額を少く持つていきなさい。今、年初の五千三百五十万トンは今日の状態で五千五百万トンの減産になつたといふことも、これは一割までの減産になつていない。五千六百万トンの減産は一割以上になつていますが五千三百五十万トンの計画からいへば五千五百万トンの減産は、これくらゐの程度は、ほかの産業の減産しておるものと比較すれば、比較的少ないものじやなかろうか、こう思ふわけでありまして、しかしどうしても石炭鉱業は鉱業自体の性質から申しましても、今申しました通りは一割だとかそんな大きな違いがきては困るといふふうなことを考へていかなければならぬ。そこでこれに對抗するエネルギー源である油をどういふふうにか、輸入を制限するかというふうによつて、石炭をできるだけ増減をしないで、一定の比率をもつて増加させていくように、

今後の方針をとつていきなさい、こう存するわけでありまして。ただ本年の下半期に私どもが予想いたしました通りに、多数の油とか重油を切ることができなかったといふことは、これは技術的に考えまして、重油を割り当てておりましたもので、特別の種類のものが多かつたわけでありまして、そういう關係上できなかつたわけでありまして、エネルギー資源が相当ふえて参りました、あるいは油の輸入量の絶対量は減らなくても、この方針を相当持続して参りたいと存じておりますから、本年の相当な貯炭がふえたものも、明年度においてアジャストメントができる、こういうふうな私どもは考へておるわけでございます。いづれにいたしましても決して手放しで楽観はしておりませんで、十分の努力はいたしたいと存じております。

○伊藤(卯)委員 従来から政府が石炭需要計画を立てておられたのが、私は一言にしていへばでたらめだつたといふことを言わなければなりません。従つて政府には非常な責任があることを、今ここで申し上げます。早い話が、政府の生産見込みの実績というものが、いつて、昭和二十九年には、当初四千八百万トンの石炭が必要であると、当時の愛知通産大臣はこで非常に自信のあることを言明されております。実際には四千二百二十万トンの減りなかつた。ここにいて六百万トンの違いが出てきた。ところが昭和三十一年には、四千五百百万トンの見込みが、実際には四千八百百万トンの必要であつたといふことが出てきた。政府の見通しと実際というものの間には、常にこういうふうな非常な食い違いが起つておる。これではいかに政府が計画を立てて、経営者側にあるいはまた労働者側から責任をもつてやるからこの指示に従つて努力してくれと言われても、私は信用しなかつてくると思ふ。経営者側も労働者側も今日、政府からの生産指示などというものは全くでたらめであつてならぬと言つておる。従つて政府の指示通りに生産をしたら、今日のような膨大な貯炭になつてきた。この場合において、政府は消費について責任は何ら持たない。この消費に責任を持たない生産指示なんというものをまじめに聞いておられるかというものが、今日の炭鉱経営者なり労働者の態度です。非常に政府のやり方に対して冷淡な気持ちになつておる。政府が生産責任を指示する以上は、もっと科学的な上に立つて、さらにそれからよつて起つた消費について責任を持つといふことが当然だと思ふのですが、大臣はこの点についてどういふお考えを持っておられるか伺つておきたい。

○高橋国務大臣 これは統制経済で生産も消費も政府の手でもつて実行するといふ場合は別でございますが、今日自由経済の基礎に立つてやっております上におきましては、政府は生産数量を指示するのではなく、生産目標を示すのであります。その目標も政府だけの考へではなく、できるだけ経営者の御意見も承わつて、それによつて先ほどお話のように二十九年は四千八百万トンを消費するだらうといふふうな目標を出したわけでありまして、それが今お話のように四千二百二十万トンの不況であつたといふことは、二十九年当時が不況であつたといふことのために、そういうふうな結果になつたのであります。して、これは今日の状態でいかに科学的の力をもつてやりましても、なかなかそこまで先々の見込みをつけるということは困難性がある。同様に三十一年はお話のごとく、非常に好況であつたといふことのために、四千五百百万トンの予定が四千八百百万トンの消費されておる。三十二年は幸いに予定通りいってありますけれども、本年に至りましてはかくのごとく不況がくるというふうなことはいかに科学的の方法をもつても、先を見ることはなかなか困難性があるわけなのであります。そういうことのために初めの予定よりも消費が減つた、こういうことに相なつておるわけなのであります。要するに政府といたしましては、今後できるだけ業者、専門家の意見も聞いて生産目標を示して、それをもつてやつていただくといふことでありますから、まあたよりにならぬといへばたよりにならぬのですが、できるだけ最善の努力をした結果、そういうふうな結果になると存するわけでありまして。

○伊藤(卯)委員 申されたように責任の持てない、たよりにならぬようなことなら生産指示をしない方がかえつていいんじゃないですか。やっぱり政府が指示すると、民間というものはこれは相当權威のあるものだ、また責任を持つてもらえるものだといふように信用するのは、これはある意味においてまことに喜ぶべきなんです。ところが責任も持てない、全くたよりにならぬといふ結果から、上つたり下つたりして、絶えず不安動揺を与へるといふことは、政府に対する信頼がなくなつてくるということにもなるのだから、むしろ私はそういう責任の持てな

い、たよりにもならないようなことばから指示しない方がかえってよくはないかと思う。そこで私は妙な問答みたいなことを一つ伺いますが、さつき大臣も神武景気の問題を言っておられたが、神武景気と言つて非常に騒がした。ところが今度また去年の秋ごろから神武不景気と言つて、非常に深刻な状態を今日全体に与えておるが、一体この神武景気とか神武不景気というのはどこから出てきたものですか。大臣はどういうように見ておられるか、これを知らして下さい。

○高橋国務大臣 これはなかなかむずかしい質問でございますが、私は常識的に考えまして、日本の経済というものはなほ遺憾ながらきわめて底の浅いものでありまして、これを動かす大勢はほとんど世界の景気に動かされておる、こういうのが実際の日本の現状でございます。この景気の先々をどういうふうに見るかというところは、必ずしも政府はただいま伊藤さんの御指摘になりましたような指示はいたしませんですが、石炭においての目標を出すのであつて、そういう目標に違ひが起ると、政府の不信になるわけでございますから、できるだけこれを正確な数字をつかみたいということのためには、この景気の動向ということをよく知る必要がある。こういうことをために世界の景気の動向がどうなるかというのをまず先につかむ必要がある。これは科学的方法によつて相当できる。こういうふうな信念を持ちまして、経済企画庁を中心に、世界の景気を把握するということが、これを一つ検討しようということと、今進んでおるわけでありまして、日本の景気が神武

景気だとか、あるいは何か不景気だとかいうことは、これは大体は世界の景気において動かされておる、こういうふうな私どもはとっておるわけなのであります。

○伊藤(卯)委員 神武景気と当時自民党の方でも政府の方でもえらい手柄のように言つて、国民に宣伝をしておりました。もちろんそれは自然に起つてきた実力ではなくて政府があまりに融資を出し過ぎた。政府資金の預託を受けた銀行というものは貸出競争を盛んにやっておりました。注文とりまして金の貸し出しの競争をして、そして設備拡張をやらすようなことを盛んにあつた。これは当時自民党政府の一つの方針だったので。ところがそれからえらい設備過剰になつて、生産過剰になるから、これはえらいことになるぞというところから、大臣も御存じのように、去年一万田さん大蔵大臣に入れたから、どうも政府のやり方は大腸カタルを起したから今度は下痢とめをすればやるのだと言つて金融引き締めをやつた。それから今日おゆる神武不景気というものが言われてきて、容易に不況の立ち直りができないような状態になつてきておる。いわば神武景気といひ、神武不景気といひ、これは自民党の政策の誤りであるかどうかわかりませんが、そう自民党に責任を持たなければならぬような人のような気もなしから、あなたにあまや言おうと思ふことは持つておらぬが、大体において自民党の政策的、党略的宣伝の結果が、かくのごとき状態を作つておると主張しても、自民党の諸君といへどもちよつと弁解の余地はない、こう私は思つておるのです。だからそういう考え方で自民党も企画庁あたりを使つて五カ年計画、五カ年計画というが、何年たつても五カ年計画で、最近では五カ年計画を言わなくなつてきた。多分自信がなくなつたから言わなくなつたのだらう、こう思ふのですが、そういう考え方でやられるところに、今日の日本の経済界を動揺させておると思ふのです。やはりもっとまじめに政策、対策、計画等を持つてやらなければならぬであらうというのと、大臣は特にこの点を深くお考えを願ひたい。こういうふうに私は思ふのです。

それからこれは大臣でなくて係官の方でなければならぬことかと思ひますが、昨年の秋と本年の秋との石炭の生産費がどういふ違いになつてきておるか。それから石炭の炭価がどういふ状態になつておるか。この比較をちよつとお知らせ願ひたい。

○樋口説明員 申し上げます。まず生産の実績でございますが、昨年の下期生産の実績は二千六百四十万トン。今年下期は先ほど大臣から申し上げたとお思ひますが、二千五百万トン程度というふうに考へております。

○伊藤(卯)委員 私はその数字を聞いておるのではなく、生産費と価格を聞いておるのです。

○樋口説明員 ごく最近のと申しますと、今私のところは六月のものがございますが、六月は大手が五千五百二十九円、それから中小は五月のしかございせんが、四千六十五円ということになつております。

円というふうに見、今年度は四千九十七円ということではじいたわけでございます。しかしこれは大体先ほどの五千三百五十万トンの生産をやるといふときにはじかれたものでございすので、それが今のように相当減つて参りますと、大体コストといひましては三百六十円ないし四百円程度の上りではなにかという試算を今いたしてあります。

○伊藤(卯)委員 ちよつとここで何うのも無理かと思ひますから、その辺について私が申し上げたことについて一つ数字を出して、資料としていたしたい、こう要求しておきます。

最後に大臣に生産の問題について一言伺つておきたいのですが、それは今申し上げたようなことで、生産と消費の点においてまことにたよりない話ですから……。やはり石炭というものは、日本産業のエネルギー源として非常に重要な使命を持つておるもので、従つてこれが動揺することが日本産業経済にもいろいろ大きな影響を与えてくることは申すまでもないのであります。そこで電気のごときは、御存じのように公益事業としてはほとんど独占的な性格を持つておりますから、ある意味においてこれはもちろん安定してその使命を達成しておる。ところが石炭と油の問題は、これは全くそういう安定をいたしておりません。従つて石炭と油との競合関係という点も、やはりもっと政府の方でエネルギー源として、石炭と油はどのくらい必要であるかというところは大体正確な計画を立てられれば、私はある程度の安定の見通しというものは立つと思ふのです。そういう点から、放任の状態の現状の

ままではいかんともしようがないという状態でありまして、やはり石炭においても、生産と消費の需給調整の関係というものを、何らかの形でもう少し立法化するとか、立法化しなければ制度化するともできませんが、そういう形でやはり生産においても、消費の数量においても、価格においても、安定して、油と見合せていくというようなことをやることは、私は日本の産業経済の安定化をはかる上において、エネルギーのサービシ的な使命を達成するためにきわめて当然なことだ、こう考へます。

〔中村(幸)委員長代理退席、委員長着席〕

こういう点において大臣は、安定化について何らかの方策をお持ちになつておるかどうか、またやられた方がいとお考へになつておるかどうか、そういう点について一つ大臣の所見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○高橋国務大臣 石炭鉱業はすべての産業の基本産業であるという意味から申しまして、経済的から申しまして社会的から申しまして、この産業を安定せしむるというところは、国の経済を安定させる第一歩であると思ひます。信じておるわけでありまして、その安定の方法といたしましては、実際はもっと容易にできると思ひつておつたのですが、なかなか困難性もあつた。しかし石炭の産業よりも比較的私は安定性が案にいくと思ひますことは、日本全体のエネルギーの消費量というものは、日本の石炭の生産額の現在に倍でありまして、これは近いうちにだんだん消費量がふえて参りますから、そういう場合に石炭と競合する油という

ものでございますが、この油の国内における生産は、いかに努力してももう百万キロリットル持つてくれば当分は限度だと思っております。これ以上ふやすことはなかなか困難である。従いましてこの油は、大体エネルギー資源としては輸入に仰がなければならぬ、こういうことになっておりますから、その輸入を手かかんとすることによって、石炭の消費というものは、生産と見合った消費に持つていくことは、政府の政策いかんによつては私は比較的容易にできる、こう思つておるわけでありませう。しかし本年のとき、油が存外値が下つたとか、運賃が破格に安くなつたとかいうことのために、いろいろ間違ひがきておりますが、比較的にこの点は油と石炭の競合関係をよく考慮してやれば安定し得ると存じまして、今後の石炭政策としては政府はこの点に重点を置いてやつていきたいと考えております。

○伊藤(卯)委員 油の点は今大臣のおつしやうに、値段があんなにひどく下つております。もちろんこれもあまり輸入し過ぎてタンクは一ぱ詰まつておる。持つてきたものは船に長く置くわけにいかぬというので、しばしば投げ売りのような形も出てきておりますが、しかし油は世界の値段と比較すると、日本の非常に高いのです。それから御存じのように、油は外国資本との合併ですから、従つて油会社は、外国の自分の国内においてやはり一つの組織を持つて値段を自由自在にしておるのであります。さらにまた日本に持つてきて精油もやり小売もやる、いわば外国資本が独占的な経営支配をしておるのですから、油の値段というものは

の一体どのくらいが原価であるか、どのくらい利益を上げておるものか、これは正直なところわからぬ。従つて外国との比較をしてみれば、御存じのように非常に高いのだから投げ売りをしておるからといつても、そう實際損をしてやつていくかどうか私は疑問に思ふ。だから私はそのことはそんなに気にされる必要はないが、油が投げ売りされるとそれが石炭の方に非常に影響してくるので、国策としては放任しておけないという問題等がある、この私は思ふのです。その問題をやつておりますと時間が立ちますから一応この点はこの程度にいたしておきます。

それから鉱業法の今度の改正というか、鉱業法の根本的な問題点について二、三点お伺ひしておきたいと思ひます。今回政府は鉱業法の一部改正案をお出しになつておるわけですが、その内容というものは現行鉱業法の改正の点からいけば、全くくだらない程度のものであるという一言に尽きると申し上げても過言でない、私はこう信じておる。従つて政府の方も現行鉱業法はこれではいかぬから、すみやかに根本的に改正しなければならぬということはお考えになつておると思ひます。これは十年來大体こんなものではしょうがないじゃないかというところは、役所の中の人々からも、またこれに關係を持つておるところの人々からも私もほぼばしは聞かされておることです。だから現状のままにおいては、鉱業法というものは百害あつて一利なしといつても差しつかへありません。極端に言う人は今の鉱業法なんというものは有害無益な法律で、この法律というものは

家的な權威というものを維持する上に何らの役に立たないものだ、こういう極論さえもあるのをごさいます。ところが鉱業法は、御存じのように鉱業の憲法ともいふべき法律です。ところが現在ではこの鉱業法を犯しても、多くの違反者が出ておる、さつきも議論になつておりましたが、侵蝕、盗掘をやりましたも、これを犯罪と思つておりはせぬ。そういうことをやつたて、これは犯罪を犯したなと思つてゐる者はあまりなからうと思ふ。そういう風潮というものが、この法の影響を受けるところの中ではそういうことが流布されておる現状です。ところが今度の改正というものは、われわれの聞くところによりますと、三年間かけて鉱業法の改正をしたい、それについては改正の調査やら研究やら検討というか、審議をやつて、そして根本的な改正の案を作りたというふうなことです、今申し上げたように現状に即さない鉱業法を改正しなければならぬということをや役所の方でも考へておられるながら、しかも三年間かかつてやろうということが事実とするならば、あまりにもこれは気の長い話で、私は本気になつてやつてゐるのだからかといふ気がするのです。やろうと思われれば、一年間もそれぞれ専門家を集めてやられば十分できるのじゃないかと思ふのです。今から十年前、もつと前でしたか、私が鉱業法改正の委員長になつて、国会と民間と役所の關係者とやらなにかといふ話を伺つたこともございました。その当時からこれはやらなければだめだと言われておつたんです。私はそのときに思ひました。もし私が委員長としてやらなければならぬ

ぬということがあつたらば、私は一年以内に必ず權威者を集めて、根本的改正案といふものを作ることができたらうと思ひました。それからそれぞれ専門家の權威者にも当時私連絡をとつて意見を聞いたんですが、一年もかからなくとも三、四ヶ月でできますよといふ話でした。だから政府が三年もかかつてやらなければならぬといふのは一体どういふところにゆづりやうがあるのか、あるいは改正案を作るのにある程度の予算が要る。そういう予算關係を大蔵省との間に折衝困難だから、まあ食ひ延ばして三年間もかかつてやろうとされるのかどうか、その辺のいきさつ、あるいはそんなやうなちやうな構えでいいの、あるいは一年以内でできるものならばやろうとされるのか、そういう点を一つ大臣のお考えになつてゐる点を率直にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○高橋國務大臣 今回の鉱業法の一部改正は、全く御説のごとくなまぬいものであります。これは、こんなものではわれわれの期待に沿えないということとは、もとよりわかつておりますけれども、今回のものは保安という点から考へまして、できるだけ予算を伴わないで早く実行に移そう、こういうふうなことからあつてやつたわけでありませう。これは全然ないよりも幾らかあつた方が保安を維持したいという点から必要だと存じますから、これはぜひ今回成立するように御努力願ひたいと思ひますが、一方根本的な鉱業法の改正につきましては、今三年という伊藤さんからのお話でありましたが、そんなやうな考へはしてないの

でありまして、もうすでに實質的には委員会等を開きまして実行に移したいと思つておるわけでありまして、これでどれくらいかかりますか、これも米年の予算の關係、それから立法者等につきましても考慮しなければならぬから、來議会においてある程度の立法措置をいたしまして、そして一年ぐらゐのうちに仕上げてしまいたい、こう思つておるわけでありませうから、どうか一つぜひ皆様方の御援助を得て実行に移すやうに早くやつていきたいと思ひます。

○伊藤(卯)委員 大臣の非常な信念というか、それを聞いて私も大いに頼もしいと思ひましたが、どうも私の耳に入るところでは、三年がかりでやろうということが耳に入つておりましたから、そういうことでは何らの意義がないじゃないかといふことを心配したのであります。そうすれば大体において來たるべき通常国会の折には、予算とともにその根本的改正をする委員会というか、調査機關というか、そういうものをお出しになつて、來年一年ぐらゐには仕上げて、次の通常国会くらいには必ず出せる、こういう考へであるかどうか、その点をもう一回伺つておきたい。

○福井政府委員 大臣の御説明をちよつと補足して説明申し上げます。現行鉱業法につきましては、ただいま伊藤さんの方から非常に鋭い御批判をいただきまして、はなはだ恐縮に存じます。が、この現行鉱業法も各界の權威が非常に検討を重ねまして作つた法律でございます。私ども非常によくできておると存するのでございますけれども、ただ時世が非常に變りまして、ま

た従来の経験から見まして相当広範囲に改正する必要があるのではなからうか、こういうことで現在事務的にはすでにいろいろ検討をいたしておりました。ただいま大臣の申し上げました改正審議会につきましては、通産省の設置法を改正いたしまして、鉱業法改正審議会を通常国会でぜひ一つ設置していただきたい、かように考えております。この審議会で鉱業法の諸問題を検討していただくことに私も現在段取りをいたしております。従いまして鉱業法の改正の成案を得ますのは、米たる通常国会にはとうてい困難であらうかと存じております。できるだけ早い機会に成案を得て改正案を国会に提出したい、この点につきましては、ただいま大臣の申し上げました通り、私も熱望いたしておりました。できるだけ審議の方を急いでもらいたいと考えております。

○伊藤(卯)委員 大臣がおかわりになる場合はしばしばありますけれども、役所の方は、政府委員の方はそれぞれと責任が残ってかわらないのでありますから、従って少くとも一年以内に根本的改正案を作つて国会にお出しになるというのを、ここではっきり伺つたので、大いに期待をいたしております。一つ責任を持ってやつていただきますように十分注意を申し上げておきます。大体今申し上げたようなことで、あのことは、そういう確約ができたので尽きたようなものですけれども、なお、これは役所を攻撃するわけじゃないが、やっぱり絶えず刺激を受けるということも注意の一つになりますから申し上げておきますが、さつき局長は、今の鉱業法を作つたと

きには非常に権威があったと言われたが、それはあの当時はまさにそうです。しかし四十年も五十年もたつちますと、赤ん坊の着物を四十、五十になった者に着せるというのは無理な話でして、現在の時代に即応して改正するのがあるにせよ、おそれいふことが世論なんですから、これは申し上げるまでもありません。そこで鉱業法の権威のない問題について役所の扱い方にも遺憾の点がある、法に権威がなく、随性に流れておるような博覧行きのようなのは、守つておつたつてしようがないじゃないか、ということもあつたかも知れませんが、とも、鉱業法を主管する——これは鉱山局長のことにあります。行政上の扱いが非常に随性に流れ、もう仕方なしにやつておられるというふうなものがあつたと思つて、たとえば極端に申せば随性に書類を作るばかりであつて、実際に触れての鉱業法の施行状況などについては考へておられぬ。たとえば施業案の認可にしても、ほとんど内容を調査するといふようなこともやつておられぬ。単に鉱区が重複しているかいないかという程度の書類の上で調整すれば、それで済むと、とにかくこれではめくら判を押して、とにかくこれでオーケーと言ふに過ぎない。一度与えた鉱業権でも、たとえば法律上から見れば、これは非常に懸念であるといふようなものがあれば、そんなものはほとんど取り締つて、そういう懸念なものは当然法律違反として処罰されなければならぬはずなんだ。ところが私は処罰されたといふことを聞いたこともありません。

権威のないことは言うまでもないので、そこで私は念のために聞いておきたいのですが、鉱業法違反で処罰を受けた件数というのはいくつあるのか、さつき侵襲だけでも百件ばかりあると言つておられるけれども、その他盗掘もあり、もろもろの違反が、これを計算したら何千というふうにあるような気がするのですが、一体違反をやつて罰されたものがどのくらいあるか、こまかいことは要りません、大ざっぱな点だけでよろしいから知らしていただきたいと思つておられます。三十二年の石炭関係の申し立て、侵襲は、先ほど鉱山局長から申しましたように全国で百三十三件、そのほか盗掘が二百八十二件、それ以外に施業案違反というのが三百二十九件ございます。この中で盗掘につきましては、起訴されましたものが四十四件、不起訴のものが百十七件、その他略式請求、嫌疑なし、あるいは起訴前処分のものといふことになつておりますが、起訴されましたもののうち体刑が三十二件、罰金刑が三件、公判中のものが九件といふことになつております。それから施業案違反につきましては、これは違反をしてわかれの方で違反を見つけたものが三百二十九件あるわけでございますが、これの処罰状況につきましては、今手元にどの程度発見してどういふ処罰をしたかという資料がございませんので、後刻調べて申し上げたいと思つておられます。

○伊藤(卯)委員 大体私の勘では、鉱業法違反というふうなことで扱われておるのは十分の一くらいなものだろうという気がするのです。どうせ博物館

行きの法律だから、そんなものを取り立ててこゝであまりものを言おうとは思つておりませんが、こういう懸念なもので鉱業権を取り上げたという件数はどのくらいあります。○樋口説明員 全体の数字は調べてあります。これは、石炭関係で施業案違反、それから侵襲をしておるという例が最近一件ございます。○伊藤(卯)委員 亜炭というのはあれは炭焼きみたいなものですから炭鉱の中に入らなせんね。炭鉱とか鉱山とかいう鉱業権の中で、私もここに資料があるが、それは私の知る限りではなさそうだから——おそれくないでしよう。あつたら何件あるか、私も鉱業法を根本的に改正したりなんかする上においての資料になると思つておられます。あつたら御提出願ひたい。

○樋口説明員 全体の数字は調べてあります。これは、石炭関係で施業案違反、それから侵襲をしておるという例が最近一件ございます。○伊藤(卯)委員 亜炭というのはあれは炭焼きみたいなものですから炭鉱の中に入らなせんね。炭鉱とか鉱山とかいう鉱業権の中で、私もここに資料があるが、それは私の知る限りではなさそうだから——おそれくないでしよう。あつたら何件あるか、私も鉱業法を根本的に改正したりなんかする上においての資料になると思つておられます。あつたら御提出願ひたい。

これはあるいは同僚議員各位からも尋ねたと思つておられますが、高崎通産大臣もこの前九州へおいでになりましたときに、今なお炭鉱災害で水没の中に十何名の死体をそのままにしておる例の福岡県の東中郷炭鉱に大臣も見舞に行かれ、また私も商工委員の国政調査団に加つて参りました。そのときこの家族の諸君から、高崎大臣からも大へん力強い理解と同情のあることを伺つて、非常に光明を得て喜んでおります。そこでどうも炭鉱経営者の方ではこの死体を出そうといひませんが、また炭鉱経営者にはそれを出すだけの資力もありません。従つてこれはもう国の力によつて出していただくよりほかに方法はないと思つておられます。高崎大臣がいられしやうなときもそれをやつていただけるのじゃないかと期待しておりましたが、一向そういう点がはかばかしくありません。一体こういう点はどうなるのでしょうかといふことで、私もにも陳情が出、あるいは政府の方にも出ておるだろうと思つておられます。そこでこれは一例として東中郷炭鉱の状態を申し上げたのであるが、今までもあり、今後もあると思つておられます。こういう災害で水没の中にあるいはガス爆発とともに坑内に生き埋めになつた、そして死体は坑内にたぐさんあるといふのは、もう死んだ者は仕方ないじゃないかといふことで、死んだ人間の死体といふものは死ぬと同時に消滅してしまつて、人権といふのは尊重されないものであるかどうか。たとえば飛行機などが墜落をして海の中に落ち込んでいく、あるいは船などが沈んで、それで死体が上らない、山で遭難などがあつた、こういう場合にはそ

○伊藤(卯)委員 大抵私の勘では、鉱業法違反というふうなことで扱われておるのは十分の一くらいなものだろうという気がするのです。どうせ博物館

最後に炭鉱災害の件について……

それぞれの政府機関が動員をして行ってこれを助けてやる、あるいは死体を上げてやる。こういう場合にはすべてこれはそれぞれの国家機関が国費をもってこういう事業をやっておるのではありませんが、鉱山の場合においては今申し上げたようなことで、生きておれば国家の費用をもって救出をするが、死んでしまえば、死体にならばもう人権はないのだから尊重されないのだということ、これは顧みられないというやうな気がしますが、大体そういうやうなことで、今度の保安上の扱い方というのを考えになっておりますか、どうですか。

○小岩井政府委員 先ほども御答弁したのでありますが、決して私どもも死んでしまつたら放っておくというわけではございません。ただ従来の建前といたしまして、炭鉱で災害が起りました場合に、鉱業権者が一切責任をもちて処理をするということを一応建前といたしております。しかし鉱業権者が力のない場合がございしますので、保安法の一部改正もいたし、さらに東中鶴のように死体の上らない、非常に長時間かかるという場合は、特に私どもの方でも鉱業権者に責任を持つてもらうという線に沿ひまして、その範囲内で最善の努力をいたしておるわけでありまして、東中鶴の場合でも一、二月で租鉱権者が手をあげておりますときに、親権者に相談いたしまして、ほかの炭層も掘れるように話合ひをつけたわけでありまして、現在掘っておりまして、もちろん当時炭を掘れなかつた炭層を掘れるようにして掘っておるわけでありまして、大体従前の出炭に近い出炭をしておるわけ

あります。その出炭をしながら取り分けの作業を継続していくという約束で、ほかの炭層を掘れるようにいたしたわけでありまして、坑内の取り分けでありますので、ただいたずらに多額の金をかけまして、おのずから作業人員に限度がありまして、四交代の方法もございまして、現在は一応三交代替でフルに取り分け作業をやっております。ただ取り分けがかなり困難で遅々としたしております点は、はなはだ残念に考えておるわけでありまして、私も災害を起りました当初から現地の監督部長には直ちに取り分けには十分慎重な方法で、最も早い取り分け方法を指示するようにということ、現在もおその取り分けをあきらめておるわけではございません。現地の部長からも報告を受けておりますが、三交代で目下続行いたしております、ただ予定が少し長くなります点は、はなはだ残念であります。もうしばらくかかりませんと取り分けが困難であります。しかしながら決して放棄したわけではございませんで、必ず収容するという方針で目下進行いたさせております。

○伊藤(卯)委員 御存じのように、あの水没の原因は何メートルかを侵掘をしていっていることは役所の方でも多分御存じだろと思う。従つてあれは監督が事前に行かれておつて、そういうところを中止を早くさせるならあの水没は起きなかつたのでございまして、ところが何百メートルもよその鉱区を掘つていっているのに、それを黙っておられた、それでそういう不注意、監督の怠慢というか、そういうところからあの水没犠牲者が出てしまったので

す。これはまさに鉱業法の違反であり監督の怠慢である。そういうわけで、あのとうとう人命をあれだけ坑内の水没とともに、今なおどうすることもできない。ところが炭鉱の関係では租鉱権の期限があるので、おそらくそれまでの間に上らないだろうかどうかというところが一つの不安になつております。もし租鉱権が延長されないということになれば、もうそのままである。しかし今の進行状態では、実際上あれは見えておるのではないかとおもいます。そういう諸般の事情等もお考えになつた上で、必ずあの死体は上げてやるということで、役所の方でも責任をもってやらす、また協力してやるということ、既定の方針として、それはあくまで実行されるということには間違ひございませんね。

○小岩井政府委員 目下必ず収容をするという方針で現地に進ませておる。現地もその方針で目下進んでおる。ただ何月ごろまでかという点につきましては、今までもかなり見通しを何回も聞かしておる。来たりして、かなりその点に食い違ひを来たりしておりますので、はっきり申し上げられませんが、目下のところは必ず収容するという方針で現地に進ませておる。現地もまたその方針で進んでおります。

○伊藤(卯)委員 それで大いに安心をいたしました。保安局長のその責任ある熱意というものを、現地の者も非常にこれに安心して期待をしておると思ひますから、必ずそれを一つ実行していただくよう重ねて私の方からもお願いいたしておきます。それから委員長、もう二点だけお伺

いたします。それは鉱害の復旧についてであります。三十四年度の鉱害による耕地、家屋、公共物等の復旧工事の計画とその予算について、三十三年度とどういう増減関係になるかというところを、一つその計画は多分あると思ひますから、それをこまかいことは要りませんから大略でよろしうございませうからお示し願ひたい。

それから、時間の関係がありますから、ついでに私の方からずつと申し上げておきます。鉱業権者が負担する鉱害復旧費の積立金について、現在では各鉱業権者別におのの積立金を持つて、国家の負担分と合算して鉱業権者がその復旧工業をやる、こうなつておるわけですか。ところがなかなかこれでうまくいきません。そこで国家機関、たとえば復旧事業団のような、こういう機関が復旧事業のために、各炭鉱経営者が分担するところの分担金、この積み立てを各炭鉱に持たしておくというのでなくて、国家機関の事業団がこれを徴収して、積み立て保管をしておくといいことが、私は非常に大事なことじゃないか、こう思ひますが、こういう点についてどうかということ、一点、それから復旧工事はすべて事業団が全部やるべきであると思うが、この点についてどうお考えであるかという点が二点、それから鉱業権者が負担する鉱害復旧費という金額は損失金として免税をされておるのでありますから、従つてこれは国家機関である復旧事業団が積み立て徴収をするというところが当然のことじゃないか、そういう理論の上に立つて私はそう考へるが、こういう点についてどうお考へになつてゐるか。それから復旧工事は事

業団がやるようにならなければ工事がなかなか進行しません。被害者との間に絶えずたがたが起つて、社会問題などもしばしば起つてくるわけでありまして、ところが鉱業権者の中には復旧工事をおくらしておるものがありまして、それはどういふ関係でおくらしてあるかという、被害者がもう待ち切れないということで、国家負担の分を陳情などをして、この額が増額されたところ、これをもらつてから一つ復旧をやる、そして自分の鉱害復旧分担分というものをできるだけ少くしよう、こういう考へを持っていたら復旧工事をこくらしておるといふ事実があります。こういう点から見ても、この積立金もしくは事業は、国家機関の事業団がやるべきであるということが私は当然だと思ひます。こういう点についてどうお考へになるか。それから鉱業権者の復旧費の積立金を会社が経営費に使用して、事業に失敗してしまふ、それで行方不明になる、あるいは無資格者になつてしまふということになつてくると、鉱害だけが残る、こういうことになることも、これは膨大な地が今日あるということから見てても、私が主張しておるやうな国家機関の事業団がやるということが言えて、安全、当然であるということが言えて、点等について、これは内容的なもの、説明は、政府委員でなければわからないと思ひますから、そういう具体的な点については、政府委員から答弁できることであるが、私が今申し上げたやうなそういう国家機関が積立金を徴収

にも訴えて、書類も来ておるはずで
す。大臣はまた自分の信念としてもこ
の調整はすべきであるという気持をお
持ちになっておることを私は伺ってお
ります。大臣もそうであるし、現地の
局長もそうであるし、係官の人々もそ
の必要があるということを言っておる
のでありますから、遂つて私はこの間

のておりましたから、御用を私にこの調整のための時限特別立法をもつて調整されることはすぐできるのじゃないか、こう思うのです。たとえば建設省にしても、厚生省にしても、運輸省にしても、そういう関係官庁はいずれも被害者の立場に立ちますから賛成でございます。そうするとこれに反対だというのは、おそらくは鉱業権者が非常に制約をされるのじゃないかという不安

安を抱いて反対するのではなからうか」と思いますが、私は何もこの調整法自身が鉱業権を制約し、施業許可を与えないとか、あるいはそれを圧迫するとか、そういうことを考えておりません。やはり国家的見地から掘らした方がいいのか、掘らせない方がいいのか、掘らすとすればどういう掘らせ方をした方がいいのか、あるいは地下鉱物を

を出すためにそれが大事であるなら、地上にそういう公共物というか、あるいは問題を起すようなものを作らせないと

ようにするというか、そういう意味においての調整の必要を私は言っておるのであります。どうしても地上を守らなければならぬということがあるなら、地上の被害を最小限度に食い止め、地上の採掘の方法をどうするか、あるいはその地区だけを掘らせないようにするなり、国家がその鉱業権に対してどのように損害を補償するかという調整のやり方はいろいろあると思います。

あるいは供託金の強制徴収というよう
なことにつきまして、原則的にはそう
いうのが望ましいのじゃないかという
ことで、研究したいと大臣は仰せられ
ておられる、私も、私も、私も、私も、

大臣の御方針に従つてそういう方向で検討したといふは思つておること、それは伊藤先生先ほどお申しになりましたように、むしろ鉅害を及ぼしたけれども十二分にそれを復旧してくれない中小炭鉱あたりが一番問題じゃないか。そういうところには確かに何らかの格好でこういうある程度の強制徴収が起るかもしれないと思いますが、しかし逃げも隠れもできないようなものについて、それを手元に置かしておけば、いろいろ活用されて、そうしてそれによつてできるだけコストを安くしようという石炭鉱業にとつての資金の円滑化ということにプラスになるというような面等もございしますので、今後われわれ研究いたします場合にも、被害を与えたけれども跡始末をしないというような炭鉱が出ることによって、各方

それから、測量がうまくいっていったのじゃないかというお話でございまして、これは先ほど申し上げましたように、大体すでに四千点の測点を設置して測量をやっておりますし、われわれといたしましては、三カ年計画で筑豊炭田については一応の測量を終えたい、こう思っておりますので、予算増

置を講ずるとともに、その本来の目的に沿い得るように、これは責任を持って遂行したいと考えております。

○伊藤(卯)委員 私質問は終わったのでありますが、今局長が答弁されました点に疑問がありますので、その点を再度質問というか、私の意見を述べて明らかにしておきたいのは、さきに特定地区ということで、たとえば小倉とか、あるいは八幡とか、飯塚市とか、福岡市を例にあげられましたが、こういうところは御存じのようには、施業許可を制限したりなんかしてやっております。やはりこれはいつの間にか施業許可を与えて採掘をして陥落が起っております。また今の法律の現状では、これを通産局長が施業許可を与えないということはなかなかできぬのであります。もし与えないということを局長がやるのならば、これはやはり憲法問題でもありまじょうし、所有権に対する侵害でもありまじょうし、そういう点から国家がその制限をした地域について補償するといふか、何かそういう形ができない限りにおいては、今の法律の建前上、実際問題としてこれは現地の局長としては施業許可を与えない、制限することはなかなかできないのです。だから、そういう点から私は特別立法論を言い、あるいは鉱業法においてそういう調整のできるものを作る必要のあるということ、私は言っておるのであります。今のままでやるなら、現地の通産局長が一番困るのです。地上からのいろいろの文句があり陳情がある。鉱業権者の方も一定の地区において施業許可をしるということを要求する。その板ばさみになって困るのは現地の局長

です。従って特定地区を設けてその地区を制限するということは、今のままではできないのです。だから、私はその点をはっきり、御存じであろうけれども、申し上げておきます。また、どうも今の局長の意見を伺っておると、鉱業法を改正するまでの時限的な特別立法を作って、地上と地下との調整をするという問題については、何か非常にあいまいな、後退したようなことのようにありますが、もしそういう考えであるなら、これはまたなかなか問題が出て参りますから、やはりここで何らかのそういうことをすみやかにやりになる必要があるということ、それからあいまいにしておかれば、やはりまた問題が出てくるということ、こういうことを十分お含み置きをお願いしたいということを申し上げておきます。

それから積立金の問題であります。これも今中小のこだけ局長は例にとられたが、中小はむしろそうである。ところが大手と称しておったところでも今日鉱業権がだれのものであつたかといふことのわからない膨大な鉱害地区といふものがあります。あに中小ばかりではありません。従来大手であつたという地区においても、そういう地区があります。そうすると、結局鉱業権者の行方不明、無資格になつたその膨大な鉱害地区といふものは、これは国家がやらなければならぬようになつてしまつてゐるのです。しりぬぐいを国家がしてやらなければならぬ、私がさっきから質問しているような積立金を公的な機関が徴収している。そして公的な機関の事業団がこ

れの復旧をやる、これが早く確立しておつたとするなら、今日行方不明の鉱害地区であるとか、無資格の鉱害地の膨大なものは残らないのです。全部やられておるはずで、そういうこともさかのぼつて十分お考えを願へば、こういう点がよくわかると思ひます。

だから大臣がさっきおっしゃつたようなことを、やはり国家の政治として私は考えるべきだと思ふ。今局長の意見を聞いておると、その積立金を経営者に持たしておけば、これを活用することによつて生産費が安くなるのか、便利であらうといふことだが、これは資本家には全く便利で、何億というものを外へやつておくより自分が活用しておくと、これは便利であることはきまつておる。その便利の結果、被害者が泣くようなことや、あとで国家がそのしりぬぐいをする必要があらぬといふことは、国の政治としてあるべきことではないといふことを私は言っておるのです。もっと国の行政機関として、やはりどつちにもとらわれないといふことですべてを取扱ひをするといふことが、私は政治の公正でなければならぬといふことを言っておるので、こういう点を十分考えていただくよう要望いたしまして、私の質問を終ります。

○長谷川委員長 本日はこれにて散会いたします。

次会は、明日午前九時四十分より理事会、午前十時より委員会を開会いたします。

午後四時四十七分散会